

国民年金保険料収納事業 民間競争入札実施要項（案）

日本年金機構

【目次】

1	目的	3
2	本事業の基本的な考え方	3
3	対象業務に関する事項	
(1)	対象業務の内容	4
(2)	契約（事業対象期間）	6
(3)	対象地区（入札単位）及び対象年金事務所	6
(4)	事業実施に関して確保されるべき事業の質	6
(5)	事業実施体制	10
(6)	民間事業者に提供する情報等	11
(7)	日本年金機構と民間事業者との連携・協力	12
4	受託事業者選定に関する事項	
(1)	民間競争入札に参加する者に必要な参加資格	12
(2)	民間競争入札に参加する者の募集	13
(3)	落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定	15
5	従来の実施状況に関する情報の開示	16
6	民間事業者に使用させることができる物品	16
7	民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例	16
8	民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対し報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等	
(1)	報告事項等	17
(2)	秘密の保持等	18
(3)	法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	18
9	民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	21
10	事業に係る評価に関する事項	22
11	その他事業の実施に関し必要な事項	22

（別紙１－１）対象地区等一覧

（別紙１－２）年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧

（別紙２－１）対象年金事務所別達成目標等一覧

（別紙２－２）達成目標等算出根拠

（別紙３）総合評価基準（技術評価）

（別紙４）従来の実施状況に関する情報の開示

（参考条文）

1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景とした国民年金保険料の未納者（うち過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成23年度末時点で約320万人）の存在は、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は極めて重要な課題である。

このような状況の下、日本年金機構においては、未納者の解消に向けて、国民年金保険料収納業務の民間委託を活用するほか、年金事務所ごとに策定した行動計画に基づき、納付書や免除等申請書の送付のみならず、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んできたところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例制度（以下「免除等」という。）の申請手続の勧奨を含む。）及び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

2 本事業の基本的な考え方

- （1）本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を国民年金法第91条に定める納期限（以下「納付期限」という。）内に納付しない者（日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。以下「滞納者」という。）すべてに対して、それぞれの特性に合わせて文書、電話及び戸別訪問による督促並びに新たな督促手法を適切かつ効果的に組み合わせて実施し、国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に関する理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付け、保険料収納の向上を図るものである。また、滞納者の状況に応じて、口座振替勧奨や免除等申請勧奨を行うことを求めるものである。

- (2) 民間事業者は、納付督促の実施に当たり、
文書、電話及び戸別訪問による督促手法は、いずれも必ず実施するものとする。（「電話による督促手法」については、業務に従事する者による案内方法とする。）
- (3) 滞納者すべてに対してその特性に合わせた納付督促を実施し、保険料納付等に結び付けた場合、その成果を評価し、対価の支払い等を行うものとする。

3 対象業務に関する事項

(1) 対象業務の内容

滞納者に対する督促に関し、以下の（ア）から（オ）までの業務を包括的に委託する。なお、（ア）及び（イ）の督促業務の実施に当たり、その具体的な手段・手法の詳細については、民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から民間事業者の提案に委ねるものとするが、上記2の本事業の基本的な考え方を踏まえ、従来の実施事業における文書や電話及び戸別訪問による督促実績を参考とし、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に実施するものとする。

なお、日本年金機構は、滞納者に対して、①納付書の発送（再交付依頼分の対応を含む。）、②学生納付督促ターンアラウンド申請書送付、③免除・若年者納付猶予ターンアラウンド申請書送付、④年金事務所外での納付相談会の開催（納付書を同封した案内状の発送及び会場設営を含む。）について実施する。（④については、民間事業者が主体となり年金事務所と共催するなど、協力して対応することができる。）

※ 強制徴収対象者への納付督促は本事業の対象業務とならない。

※ ターンアラウンド方式による申請勧奨とは、市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、日本年金機構が定期的かつ機械的に申請書を送付するものである。

(ア) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

民間事業者は、滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

ただし、①国民の年金受給権を確保する観点から、滞納者のすべてに対して少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付くよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付（以下「口座振替等」という。）の促進を図ること。

なお、上記①の「滞納者のすべてに対して納付督促を行うこと」とは、必ずしも接触率100%を求めるものではないものである。

(イ) 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

民間事業者は滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない理由

を確認した結果、所得がない又は極めて低額であるといった経済的な理由である場合、保険料の免除等の制度について丁寧に説明した上で、免除等の申請手続の勧奨に関する業務を行う。（滞納者から免除等申請書の送付依頼があった場合は、民間事業者から送付するものとする。ただし、ターンアラウンド方式による申請書送付は除く。）

なお、免除等申請勧奨業務は、単に収納率を向上させるために実施するものではなく、年金受給権の確保に繋げるために実施するものであることに留意すること。また、滞納者から免除等申請書の提出があった場合は、速やかに管轄する年金事務所へ届けること。

（ウ）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

民間事業者は、滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。

なお、戸別訪問等により、滞納者から保険料を受託する場合は、民間事業者の領収印を国民年金保険料納付書に押印しなければならない。

（エ）事業報告書等の作成・報告業務

年金事務所が行う業務との連携を確保する観点から、民間事業者は以下の事項について、滞納者の住所を管轄する年金事務所ごとに取りまとめて報告する。

① 督励実施計画

下記（４）（ア）に記載される各期について、民間事業者が提出した企画提案書に基づく滞納者に対する督励実施の行程を月別に示した計画を、各年金事務所に各期の初月中までに報告する。

② 日次報告

保険料の納付の請求に当たり、納付書の再交付が必要となった滞納者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、滞納者の住所を管轄する年金事務所へ速やかに報告する。

③ 週次報告（日報の作成）

戸別訪問による督励についての活動事蹟の日報を、各年金事務所に毎週金曜日（当該日が祝日の場合は翌平日）に報告する。

④ 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、（i）（iii）（iv）については滞納者の住所を管轄する年金事務所、（ii）については、滞納者の住所を管轄する事務センター、（v）については受託するすべての年金事務所に翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに報告する。

（i）保険料の納付督励により口座振替等の申請を約束した者及び保険料の納付督励に対して納付を拒絶した滞納者のうち時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

（ii）滞納者ごとに納付されていない理由の確認並びに保険料の納付督励（保険料の免除等申請手続の勧奨を含む。）を行った滞納者ごとの事蹟

（iii）（ii）について、滞納者に対する督励等の手法別実施結果の集計及び保

除料収納又は免除等申請に結び付いた実績等の分析

- (iv) 居所不明（戸別訪問時に家屋が存在しない、文書送付したが送達不能の場合）となっている者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- (v) 業務に従事する者に対する研修（年金制度、個人情報の取扱い、接遇等）の実施状況

（オ）月例打合せ会議等の対応

民間事業者は、各年金事務所が都道府県ごとに毎月開催する打合せ会議に参加し、上記督励実施計画及び月次報告等に基づき、事業進捗結果の分析と今後の取組方針等の対策について報告する。

また、民間事業者は、日本年金機構本部（以下「機構本部」という。）が四半期ごとに開催する事業実施に関するヒアリングにおいて、全体の督励実施計画に基づく事業進捗結果の分析並びに今後の取組方針等の対策について報告する。

なお、民間事業者は、これらの打合せ会議等において、各年金事務所、ブロック本部及び機構本部から事業目的達成に向けた助言、提案、指導があった場合、必要な改善策を講じるものとする。

（２）契約（事業対象）期間

平成２５年２月１日から平成２７年４月３０日までとする。

（３）対象地区（入札単位）及び対象年金事務所

別紙１－１「対象地区等一覧」のとおり、１９６年金事務所について、１３地区を対象地区とする。

（４）事業実施に関して確保されるべき事業の質

（ア）本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記３（１）（ア）及び（イ）について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）及び質の確保としての最低水準（以下「最低水準」という。）を事業対象期間の各期ごと（以下「各期」という。）に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

- ・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明すること
- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めること

を求めるものとする。

※ 「各期」

第１期：平成２５年２月から平成２５年４月まで

第２期：平成２５年５月から平成２６年４月まで

第３期：平成２６年５月から平成２７年４月まで

① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

(i) 達成目標の設定

各年金事務所が目標として定める納付率を達成するために、滞納者が納付する必要のある納付月数を、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定し、これを達成目標とする。（別紙2-1参照）

〔現年度保険料の達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度1年目保険料の達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度2年目保険料の達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度達成目標及び過年度1年目達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料及び各過年度保険料の納付月数について最低水準を設定する。最低水準は、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定する。（別紙2-1参照）

〔現年度保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度1年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度最低水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度 2 年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度最低水準及び過年度 1 年目最低水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙 2－2 及び達成目標等算出表参照）

（iii）業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合には、下記 8（1）（ウ）に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

（i）達成目標の設定

免除等申請手続のうち、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予について、年金事務所ごとに、各期に免除等の承認見込み件数（以下「免除等承認件数」という。）を設定し、これを達成目標とする。（別紙 2－1 参照）

〔達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の年度末第 1 号被保険者数に、目標免除率（申請全額免除承認率＋若年者納付猶予承認率＋学生納付特例承認率）を乗じたものに、さらに 133.03%を乗じた件数とする。

（詳しくは、別紙 2－2 及び達成目標等算出表参照）

（ii）最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、年金事務所ごとに、各期に最低水準を設定する。（別紙 2－1 参照）

〔最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の年度末第 1 号被保険者数に、最低水準免除率（申請全額免除承認率＋若年者納付猶予承認率＋学生納付特例承認率）を乗じたものに、さらに 133.03%を乗じた件数とする。

（詳しくは、別紙 2－2 及び達成目標等算出表参照）

（iii）業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合には、下記 8（1）（ウ）に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

なお、上記①及び②により設定した第 2 期及び第 3 期の達成目標及び最低水準については、設定の基礎となる被保険者数の減少に基づき、設定を見直すものと

する。なお、これに伴う委託費の変更は伴わない。

また、民間事業者は、民間事業者の責めに帰さない不測の事態等により達成目標及び最低水準の設定を見直す必要があると判断した場合は、日本年金機構に協議することができるものとする。

(イ) 納付受託業務及び報告業務

納付受託業務及び報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定等に従って適切に行うこと。

(ウ) 委託費

① 委託費の支払い

委託費については、落札金額を上記3（2）の契約期間の月数で除して得た額（100円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を毎月支払うものとする。

② 事務所別・期別・保険料の種別基本額の増額及び減額措置

上記①の委託費を、事務所ごとの達成目標別・期別に按分し（以下「各期別委託費」という。）、上記（ア）①及び②の達成目標の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所別基本額」という。）について、次の（i）及び（ii）のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

〔事務所別基本額の設定の考え方〕

各期別委託費（第1期から第3期）＝ 委託費 × 各期（上記3（4）（ア）に示す第1期から第3期）に係る月数／事業対象期間に係る月数

・滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

① 事務所別基本額（現年度）＝ 各期別委託費 × 2／3 × 現年度保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

② 事務所別基本額（過年度1年目）＝ 各期別委託費 × 2／3 × 過年度1年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

③ 事務所別基本額（過年度2年目）＝ 各期別委託費 × 2／3 × 過年度2年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

・滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

事務所別基本額（免除等勧奨）＝ 各期別委託費 × 1／3

なお、免除等承認件数の達成目標の各期達成状況は、第1期においては平成25年3月末時点、第2期においては平成26年3月末時点、第3期においては平成27年4月末時点における、それぞれの実績値とする。

（i）達成目標を超過した場合の増額

すべての達成目標について、それぞれ超過した割合0.1％ごとに、0.1％を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合

が0.1%未満の場合は増額しない。

(ii) 達成目標に達しなかった場合の減額

(a) 最低水準に達している場合

各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.05%を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

(b) 最低水準に達していない場合

各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。また、減額する額は各期に支払われる委託費の50%を限度とする。

③ 口座振替等の獲得業務に係る成功報酬及び加算措置

滞納者に対して、口座振替等の勧奨を行った上で、翌々月の末日までに新規に口座振替等となった件数1件につき、2,000円(税込み)を成功報酬として支払うものとし、併せて12か月相当に換算した月数を現年度の納付月数に加算することとする。

④ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

滞納者に対して戸別訪問を実施した結果、下記(6)(ア)による滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数1件につき、100円(税込み)を支払うものとする。

(5) 事業実施体制

- ① 本事業を実施するため、民間事業者は、地域責任者、総括責任者及び従事人員について、必要な体制を整備すること。(地域責任者については、年金事務所との月例打合せを担当して各地域の事業実施を把握することとし、総括責任者については、受託業務全体の実施方針等を総括的に把握すること。なお、地域責任者は、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可とする。)

※ 日本年金機構においては、民間事業者の各責任者への対応について、地域責任者の窓口は年金事務所国民年金課長(具体的な督促手法や滞納者情報等を管理)及びブロック本部適用・徴収(業務)支援部長(ブロック内の各年金事務所の事業進捗状況を横断的に管理)、総括責任者の窓口は機構本部国民年金部長(全体の事業進捗状況を管理)とする。

- ② 民間事業者は、納付督促等の業務を実施するに当たり、戸別訪問を担当する従事者を、年金事務所ごとに定めた配置数(別紙1-2「年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧」参照)の設置を必須とすること。

なお、上記配置数は、滞納者に対する納付督促及び免除等申請手続の勧奨等業務の実施に最低限必要な人員として常勤職員に換算した員数で設定したものであり、民間事業者は、これに基づき配置した従事者の管理を適切に行い、他の督促手法と効果的に組み合わせて実施すること。

- ③ 事業の実施に当たり、設備、環境等はすべて民間事業者が用意するものとする。ただし、民間事業者に使用させることができる物品は下記6のとおりとする。また、

戸別訪問による手法を実施する際の個人情報の携行については、下記 8 (2) (ア) ②のとおりとする。

(6) 民間事業者に提供する情報等

(ア) 滞納者の情報

機構本部は、滞納者に係る情報を原則として毎週、磁気媒体により民間事業者に対して提供する。

提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。

- ① 被保険者の基本情報（被保険者の氏名、住所、生年月日など）
- ② 被保険者の国民年金に係る納付記録（過去 25 カ月間の保険料納付状況及び免除等承認状況）、加入記録など
- ③ 被保険者に対する督促の事蹟

注 1 新規滞納者については、事象発生の翌週又は翌々週に提供される情報に反映される。

注 2 強制徴収対象者については、本事業の対象とならないため、提供する情報には含まれない。

併せて、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機により、事業に必要な範囲内で情報を提供する。

(イ) 保険料の免除等勧奨対象者の情報

機構本部は、滞納者が免除等勧奨対象者である場合は、その旨を付記して民間事業者に対して提供する。

(ウ) 年金事務所ごとの納付状況及び免除等承認状況

機構本部は、毎月 1 回、納付対象月数に対する納付月数及び保険料の免除等が承認された件数の情報を、年金事務所ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する。

(エ) その他各種情報等

機構本部、ブロック本部及び年金事務所は、民間事業者が行う納付督促スケジュールに合わせて、下記のスケジュールや参考となる各種統計情報等について随時提供する。

- ・ 納付書発送スケジュール（機構本部が納付書を発送する日程及び対象者）
- ・ 催告状発送スケジュール（各年金事務所が催告状を発送する日程及び対象者）
- ・ 免除等申請書未提出者情報（免除等承認期限が経過する前にあらかじめ申請書を送付する対象者など、各年金事務所で選定した者）

(7) 日本年金機構と民間事業者との連携・協力

日本年金機構と民間事業者は、上記情報提供等を軸に、機構本部、ブロック本部及び年金事務所と民間事業者の連携を図るとともに、日本年金機構は、機構本部、

ブロック本部及び年金事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言、提案、指導を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

(a) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

(ア) 法第15条において準用する第10条各号に該当する者。

(イ) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。

(ウ) 日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

- i 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ii 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- iii 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- iv 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- v 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- vi 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(b) 次の資格を満たす者であること。

(ア) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

(イ) 当該業務を確実に実施できる者であること。

(ウ) 役員、大株主等実質的に経営権を有する者及び従業員等が暴力団その他の反社会的勢力と取引をしているなどの関連がない者であること。

(エ) 過去3年以内に以下の各号のいずれかの事実に関連していない者、又は該当する者であって、その状況が改善されていると認められる者であること（ただし、日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている期間中の者を除く）。

- i 重大な法令違反を行った
- ii 監督官庁から行政処分を受けた
- iii その他重大な不祥事を起こした

(オ) 取締役会等の意思決定機関の構成員のうち、厚生労働省、旧社会保険庁及び日本年金機構の職員であった者が過半数（独立行政法人又は公益法人においては3

分の1)を占めていない者であること。

(オ) 日本年金機構から競争参加資格停止措置、又は国から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(カ) 個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者又はISO/IEC27001:2005 又はJISQ27001:2006 認証取得事業者であること。

(キ) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)又は船員保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の滞納がない者であること。厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者であること。

(ク) 当該業務に、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者を従事させることができる者であること。

(ケ) ジョイント・ベンチャー(共同企業体)の入札について

① 単独で本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー(共同企業体)で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までにジョイント・ベンチャー(共同企業体)を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の対象地区において、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャー(共同企業体)に参加、又は単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー(共同企業体)結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成すること。

② 代表企業及びグループ企業すべてが上記(a)及び(b)の条件を満たすこと。

(2) 民間競争入札に参加する者の募集

(ア) 入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す8ブロックについて、13の「対象地区」を入札単位とする。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)、総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類(以下「企画提案書」という。)及び上記(1)の入札参加資格に関する書類を提出するものとする。

＜入札書の内容＞

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、上記3(2)に示す契約(事業対象)期間において、対象地区内の各年金事務所の各期ごとの達成目標を達成するために企画提案した施策の実施に必要な設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含め

た金額を見積もるものとし、これを記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）

併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

＜企画提案書の内容＞

入札参加者が提出する企画提案書には、上記3（4）（ア）に示す各期における本事業の対象地区内の各年金事務所の達成目標を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載すること。（詳細については、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。）

（i）基本的考え方

（ii）実施体制

a 組織体制

b 運営管理

（iii）入札参加者の業務経験

（iv）滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務（免除等申請手続勧奨）業務

a 実施する施策の内容及び実施体制（人員体制等）

b 事業スケジュール

c 事業（達成）目標

（v）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務
納付受託業務の実施内容

＜企画提案書の添付資料の内容＞

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

（i）企画提案書内容整理表

（注）企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。

（ii）実施体制（組織体制、再委託等）に関する概念図

（iii）民間事業者の概要に関する資料

a 民間事業者の概要に関する資料

b 過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

（イ）民間競争入札に係るスケジュール（予定）

- | | |
|--|-------------|
| ① 入札公告 | 平成24年10月下旬頃 |
| ② 入札説明会 | 平成24年10月下旬頃 |
| ③ 入札説明会後の質問期限 | 平成24年11月上旬頃 |
| ※ 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。 | |
| ④ 企画提案書提出期限 | 平成24年11月下旬頃 |
| ⑤ 評価委員会（企画提案書の評価）及び
入札参加者によるプレゼンテーション | 平成24年12月上旬頃 |
| ⑥ 入札書提出期限 | 平成24年12月中旬頃 |
| ⑦ 開札 | 平成24年12月中旬頃 |

(3) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

(ア) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、達成目標の実現に向けた方針及び具体的な提案等が本事業の目的に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、手法及び実施数に関し、より具体的であり効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価は、機構本部に機構役職員と学識経験者などの外部委員で構成する評価委員会を設置し、決定するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。

(イ) 落札者の決定

- ① （1）の入札参加資格を満たした入札参加者について、上記（ア）の評価方法において必須とされた項目の要件を満たした提案に対し、予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1200点。以下「技術評価点」という。）と、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じ、400を乗じて得た数値（以下「価格評価点」という。）の合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

※ 計算式

$$\begin{array}{rcccl} \text{総合評価点} & = & \text{技術評価点} & + & \text{価格評価点} \\ & & (1200\text{点満点}) & & (400\text{点満点}) \end{array}$$

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて調査し、その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札

者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。

5 従来の実施状況に関する情報の開示

上記３（２）に示す契約（事業対象）期間に係る本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙４のとおりである。

6 民間事業者に使用させることができる物品

- （１）民間事業者が、本事業を行うために滞納者の納付状況を確認する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置を無償で貸与できるものとする。
- （２）民間事業者が、上記（１）の物品の貸与を受ける場合にあっては、「物品貸与申出書」を作成し、日本年金機構の承認を得なければならない。
- （３）民間事業者は、上記（２）により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- （４）民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。
- （５）上記（２）により使用を認められた物品については、契約期間の満了、契約の解除及び貸与の必要がなくなった場合等において、「物品返却通知書」を作成し、速やかに日本年金機構に返却しなければならない。

7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例

- （１）民間事業者が滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第７２条の規定は適用しない。
- （２）本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第９２条の３第１項第２号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第３項から第５項まで並びに同法第９２条の４及び第９２条の５の規定を適用する。

8 民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対して報告すべき事

項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために 法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等
--

(1) 報告事項等

(ア) 事故報告

民間事業者は、本事業の実施において、事故が発生したときは、速やかに日本年金機構に報告しなければならない。

また、事業実施に関して、個人情報や機密情報等の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を日本年金機構に報告しなければならない。

(イ) 調査

- ① 日本年金機構は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする日本年金機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

- ② 日本年金機構は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。
- ③ 上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。

(ウ) 品質保持

日本年金機構は、委託業務の品質を保持するため、民間事業者に対して滞納者に実施した納付督促（免除等申請手続の勧奨業務を含む。）の実施内容について、その事蹟の提出を求めることができる。なお、民間事業者は、日本年金機構から求めがあった場合は、これに応じなければならない。

なお、日本年金機構は、更なる確認等が必要と認められる場合は、上記（イ）の調査を行うものとする。

(エ) 指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合及び企画提案書に基づく督促実施計画の実施状況等について、民間事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、日本年金機構からの指示は、国民年金部長から契約受託者に対し、また、

ブロック本部適用・徴収（業務）支援部長から地域責任者に対し行うものとする。

（２）秘密の保持等

（ア）個人情報の取扱い等

- ① 民間事業者は、日本年金機構から提供された滞納者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。
また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。
- ② 民間事業者は、滞納者の個人情報を携行する場合には、パスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を用意してこれを利用することとし、紙媒体等による個人情報を携行してはならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施期間中に作成した個人情報の複写複製物等について、委託期間終了後速やかに、当該個人情報の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄等を行わなければならない。

（イ）秘密の保持

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第５４条の規定により罰則が適用される。

（３）法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

（ア）禁止行為等

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

- ① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。また、滞納者の同意なしに、２１時から８時までの間は電話や訪問等の督励行為を実施してはならない。
- ② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。
- ③ 滞納者以外の者に対して、滞納者の保険料の納付督励（免除等申請手続の勧奨を含む。）をしてはならない。
- ④ 滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。
- ⑤ 本事業以外の業務に使用するために滞納者の個人情報を収集又は使用する行為をしてはならない。
- ⑥ 滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- ⑦ 滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収又は滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。
- ⑧ 滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。
- ⑨ 上記（２）（ア）②のとおり、紙媒体等による滞納者の個人情報を携行して

はならない。

(イ) 従事者及び納付受託領収印の報告等

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び国民年金の未加入及び保険料の滞納期間がないことを証する書類等を徴して日本年金機構に報告し、日本年金機構の確認を得た上で業務に従事させるものとする。また、上記３（１）（ウ）の業務を行う際に使用する保険料の納付受託領収印について、あらかじめ使用する従事者ごとに日本年金機構に報告するものとする。

(ウ) 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、本事業に従事する者が、戸別訪問や納付相談会等、面接の方法により滞納者に対して保険料の納付督促（免除等申請手続の勧奨を含む。）を行うに当たっては、日本年金機構理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(エ) 委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。なお、民間事業者が本事業を開始する際、日本年金機構は、上記３（６）（ア）及び（イ）の滞納者等の情報及び（エ）のスケジュール等を事業開始日前に提供することとする。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。
- ③ 日本年金機構及び民間事業者は、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本事業の中止、停止又は一部停止する必要があると認められる場合は、協議することができる。

(オ) 帳簿の作成及び保存

民間事業者は、本事業に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

(カ) 権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。

(キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について記載するものとする。
- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う必要がある場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、日本年金機構の承認を得るものとする。
- ④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が日本年金機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記（２）及び（３）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

（ク）委託内容の変更

日本年金機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。（ただし、上記３（４）（ア）による被保険者数の減少に基づく達成目標及び最低水準の設定の見直しを除く。）

（ケ）督励実施計画の変更

民間事業者は、第２期以降の上記３（１）（エ）④について、本事業の実施状況や達成目標の実績等を踏まえ、より効果的な督励手法や実施件数等について、日本年金機構の承認を得て変更することができるものとする。

（コ）契約の解除

日本年金機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第２０条第１項の契約を解除することができる。

- ① 法第２２条第１項第１号イからチ又は同項第２号のいずれかに該当するとき
- ② 法第３３条第９項第１号から第４号及び第５号イからハのいずれかに該当するとき
- ③ 暴力団員の業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ⑤ 上記（ア）に定める禁止行為を行ったとき

- ⑥ 上記（ウ）に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき
- ⑦ 上記（オ）に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき
- ⑧ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑨ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- ⑩ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- ⑪ 上記8（1）（エ）に定める指示に対し、一定期間において最低水準を下回る場合及び正当な理由なく指示に従わない場合等、業務の改善が見られない場合等に、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で必要と判断されたとき

（サ）委託契約解除時の取扱い

上記（コ）に該当し、契約を解除した場合の取扱いは下記によることとする。

- ① 日本年金機構は民間事業者に対し、当該解除の日までの期間にかかる委託費を支給する。
- ② この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として日本年金機構の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 日本年金機構は民間事業者が上記②の金額を日本年金機構の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 日本年金機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

9 民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 日本年金機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、日本年金機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在する場合は、日本年金機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- ② 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在する

ときは、民間事業者は日本年金機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができることとする。

10 事業に係る評価に関する事項

(1) 事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本事業の実施状況については、各期終了時点における状況を委託者が調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- (イ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全滞納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の効果
- (オ) 事業の運営に要した費用

(4) 比較

上記(3)の調査項目について、民間事業者に本事業を委託する以前の年金事務所又は民間事業者と比較を行うこととする。なお、比較方法については、被保険者数の増減等各地域の差にも配慮しつつ、検討を行う。

11 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記8(1)(ア)の報告等を踏まえ、3(4)(ア)の各期ごとに取りまとめて、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度ごとに監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

- (ア) 本事業の契約に係る監督は、国民年金部長が自ら又は補助者に命じて、立ち会

い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記 8 (1) (イ) ①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

(ア) 本事業に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は日本年金機構を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

(別紙1-1)対象地区等一覧

ブロック	対象地区名	都道府県名	対象 年金事務所数	合計	滞納者数 (H23末時点)
北海道	北海道地区	北海道	16事務所	16事務所	406,297人
東北	東北①地区	青森	4事務所	13事務所	259,510人
		岩手	5事務所		
		秋田	4事務所		
	東北②地区	宮城	6事務所	17事務所	404,343人
		山形	5事務所		
		福島	6事務所		
北関東信越	北関東信越②地区	埼玉	8事務所	8事務所	594,720人
	北関東信越③地区	群馬	5事務所	20事務所	392,284人
		新潟	8事務所		
		長野	7事務所		
南関東	南関東①地区	千葉	7事務所	7事務所	489,135人
	南関東②地区	東京(東部)	23事務所	23事務所	873,940人
	南関東④地区	神奈川	13事務所	13事務所	685,137人
中部	中部①地区	富山	4事務所	19事務所	351,657人
		石川	4事務所		
		岐阜	6事務所		
		三重	5事務所		
	中部③地区	愛知	16事務所	16事務所	492,180人
近畿	近畿①地区	福井	3事務所	15事務所	392,065人
		滋賀	3事務所		
		京都	6事務所		
		奈良	3事務所		
中国	中国②地区	広島	8事務所	14事務所	242,411人
		山口	6事務所		
四国	四国地区	徳島	3事務所	15事務所	229,191人
		香川	3事務所		
		愛媛	5事務所		
		高知	4事務所		

(別紙1-2)年金事務所別対象区域・訪問従事者配置数等一覧

北海道地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
北海道	北海道	札幌東	札幌市のうち東区、白石区、豊平区	62,412人	83,457km ²	6	5名
		札幌西	札幌市のうち中央区、南区	32,697人			3名
		函館	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 雨志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡	39,019人			3名
		旭川	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 上川郡(帯広年金事務所管内の地域を除く。) 空知郡(岩見沢及び砂川年金事務所管内の地域を除く。) 勇払郡のうち占冠村 中川郡(帯広年金事務所管内の地域を除く。)	34,467人			3名
		釧路	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡	27,363人			2名
		岩見沢	岩見沢市 夕張市 美瑛市 三笠市 空知郡のうち南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町	9,883人			1名
		室蘭	室蘭市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡	11,133人			1名
		小樽	小樽市 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡(室蘭年金事務所管内の地域を除く。) 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡	14,356人			1名
		北見	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡	20,880人			2名
		帯広	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町及び本別町 足寄郡 十勝郡	22,455人			2名
		砂川	砂川市 芦別市 赤平市 滝川市 歌志内市 深川市 空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 樺戸郡(岩見沢年金事務所管内の地域を除く。) 雨竜郡	7,486人			1名
		稚内	稚内市 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡	4,742人			1名
		留萌	留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡	2,539人			1名
		苫小牧	苫小牧市 白老郡 勇払郡(旭川年金事務所管内の地域を除く。) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡	22,550人			2名
		札幌北	札幌市のうち北区、西区、手稲区 石狩市 石狩郡	56,318人			4名
		新さっぽろ	札幌市のうち厚別区、清田区 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市	37,997人			3名
	1県			406,297人	83,457km ²	6	35名

東北①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
東北	青森	青森	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町、七戸町及び東北町	26,743人	9,645km ²	0	2名
		八戸	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町及びおいらせ町 三戸郡	36,823人			3名
		弘前	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡	40,125人			3名
		むつ	むつ市 上北郡のうち横浜町及び六ヶ所村 下北郡	8,671人			1名
	岩手	盛岡	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	30,957人	15,279km ²	0	3名
		一関	一関市 大船渡市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡	21,584人			2名
		宮古	宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡	10,365人			1名
		二戸	二戸市 久慈市 九戸郡 二戸郡	9,283人			1名
		花巻	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	14,221人			1名
	秋田	秋田	秋田市 男鹿市 潟上市 山本郡のうち三種町 南秋田郡	25,904人	11,636km ²	0	2名
		鷹巣	北秋田市 能代市 大館市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡(秋田年金事務所管内の地域を除く。)	11,917人			1名
		大曲	大仙市 横手市 湯沢市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	17,385人			2名
		本荘	由利本荘市 にかほ市	5,532人			1名
	3県			259,510人	36,560km ²	0	23名

東北②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
東北	宮城	仙台南	仙台市のうち若林区、太白区 名取市 岩沼市 亘理郡	39,892人	6,892km ²	9	3名
		仙台北	仙台市のうち青葉区、泉区 黒川郡	46,245人			4名
		石巻	石巻市 気仙沼市 東松島市 牡鹿郡 本吉郡	28,977人			2名
		古川	大崎市 登米市 栗原市 加美郡 遠田郡	31,443人			3名
		仙台東	仙台市のうち宮城野区 塩竈市 多賀城市 宮城郡	30,797人			3名
		大河原	白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡	12,665人			1名
	山形	山形	山形市 上山市 天童市 東村山郡	22,503人	6,652km ²	1	2名
		鶴岡	鶴岡市 酒田市 東田川郡 飽海郡	16,126人			2名
		米沢	米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡	12,872人			1名
		新庄	新庄市 尾花沢市 北村山郡 最上郡	7,665人			1名
		寒河江	寒河江市 村山市 東根市 西村山郡	8,115人			1名
	福島	東北福島	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	31,851人	13,783km ²	0	3名
		平	いわき市 双葉郡	30,624人			3名
		郡山	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	45,048人			4名
		会津若松	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	20,981人			2名
		相馬	相馬市 南相馬市 相馬郡	8,463人			1名
		白河	白河市 西白河郡 東白川郡	10,076人			1名
	3県			404,343人	27,327km ²	10	37名

北関東信越②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
北関東・信越	埼玉	浦和	さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区 川口市 蕨市 戸田市	118,068人	3,768km ²	0	8名
		熊谷	熊谷市 行田市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 児玉郡 大里郡	58,751人			4名
		川越	川越市 東松山市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 入間郡(所沢年金事務所管内の地域を除く。) 比企郡	117,081人			8名
		大宮	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 北足立郡	78,999人			6名
		春日部	春日部市 さいたま市のうち岩槻区 久喜市 蓮田市 幸手市 南埼玉郡 北葛飾郡	61,652人			5名
		秩父	秩父市 秩父郡	7,225人			1名
		所沢	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市 入間郡のうち三芳町	67,630人			5名
		越谷	越谷市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市	85,314人			6名
	1県			594,720人	3,768km ²	0	43名

北関東信越③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
北関東・信越	群馬	前橋	前橋市 伊勢崎市 佐波郡	44,914人	6,392km ²	0	3名
		桐生	桐生市 みどり市	12,661人			1名
		高崎	高崎市 藤岡市 富岡市 安中市 多野郡 甘楽郡	39,243人			3名
		渋川	渋川市 沼田市 北群馬郡 吾妻郡 利根郡	20,049人			2名
		太田	太田市 館林市 邑楽郡	29,100人			2名
	新潟	新潟西	新潟市のうち中央区、西区、西蒲区 佐渡市	26,875人	10,364km ²	2	2名
		長岡	長岡市 小千谷市 魚沼市 三島郡	17,408人			2名
		上越	上越市 糸魚川市 妙高市	12,399人			1名
		三条	三条市 加茂市 見附市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	12,548人			1名
		新発田	新発田市 村上市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 岩船郡	15,162人			2名
		柏崎	柏崎市 刈羽郡	3,619人			1名
		新潟東	新潟市のうち北区、東区、江南区、秋葉区、南区 五泉市 東蒲原郡	27,412人			2名
		六日町	南魚沼市 十日町市 南魚沼郡 中魚沼郡	8,151人			1名
	長野	長野南	長野市 千曲市 埴科郡 上水内郡(長野北年金事務所管内の地域を除く。)	24,008人	13,105km ²	0	2名
		岡谷	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	10,581人			1名
		飯田	飯田市 下伊那郡	8,814人			1名
		松本	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曽郡 東筑摩郡 北安曇郡	31,955人			3名
		小諸	小諸市 上田市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡	27,667人			2名
		伊那	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	9,813人			1名
		長野北	須坂市 中野市 飯山市 上高井郡 下高井郡 上水内郡のうち信濃町及び飯綱町 下水内郡	9,905人			1名
	3県			392,284人	29,861km ²	2	34名

南関東①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
南関東	千葉	千葉	千葉市のうち中央区、若葉区、緑区 茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 山武郡 長生郡 夷隅郡	83,347人	5,082km ²	0	6名
		船橋	船橋市 八千代市 印西市 白井市 印旛郡(幕張年金事務所管内の地域を除く。)	67,022人			5名
		木更津	木更津市 館山市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 安房郡	63,053人			5名
		佐原	香取市 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取郡	38,155人			3名
		松戸	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市	102,341人			7名
		幕張	千葉市のうち花見川区、稲毛区、美浜区 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 富里市 印旛郡のうち酒々井町	79,156人			6名
		市川	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市	56,061人			4名
	1県			489,135人	5,082km ²	0	36名

南関東②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
南関東	東京	千代田	千代田区	4,123人	617km ²	9	1名
		中央	中央区	11,249人			1名
		港	港区 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内	26,044人			2名
		上野	台東区	19,776人			2名
		文京	文京区	16,033人			2名
		足立	足立区	68,258人			5名
		江東	江東区	37,618人			3名
		江戸川	江戸川区	69,603人			5名
		墨田	墨田区	23,740人			2名
		葛飾	葛飾区	38,688人			3名
		板橋	板橋区	57,768人			4名
		池袋	豊島区	30,775人			3名
		新宿	新宿区	38,149人			3名
		杉並	杉並区	57,193人			4名
		渋谷	渋谷区	26,182人			2名
		世田谷	世田谷区	83,742人			6名
		品川	品川区	31,297人			3名
		大田	大田区	56,920人			4名
		練馬	練馬区	59,645人			4名
		目黒	目黒区	27,056人			2名
		荒川	荒川区	21,410人			2名
		北	北区	30,726人			3名
		中野	中野区	37,945人			3名
	1県			873,940人	617km ²	9	69名

南関東④地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
南関東	神奈川	鶴見	横浜市のうち鶴見区、神奈川区	40,395人	2,416km ²	0	3名
		横浜中	横浜市のうち西区、中区	20,394人			2名
		横浜南	横浜市のうち南区、磯子区、金沢区、港南区	54,856人			4名
		港北	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区	66,205人			5名
		横浜西	横浜市のうち保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区	75,156人			6名
		川崎	川崎市のうち川崎区、幸区	37,827人			3名
		平塚	平塚市 秦野市 伊勢原市 中郡	44,471人			3名
		相模原	相模原市 大和市	80,124人			6名
		小田原	小田原市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡	25,267人			2名
		横須賀	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡	43,081人			3名
		高津	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区	89,692人			6名
		厚木	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛甲郡	50,587人			4名
		藤沢	藤沢市 鎌倉市 茅ヶ崎市 高座郡	57,082人			4名
	1県			685,137人	2,416km ²	0	51名

中部①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
中部	富山	富山	富山市	22,652人	2,046km ²	0	2名
		高岡	高岡市 氷見市 射水市	17,333人			2名
		魚津	魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡	8,997人			1名
		砺波	砺波市 小矢部市 南砺市	5,223人			1名
	石川	金沢北	金沢市 かほく市 河北郡	32,221人	4,186km ²	1	3名
		七尾	七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋郡 羽咋郡 鹿島郡 鳳珠郡	8,647人			1名
		小松	小松市 加賀市 能美市 能美郡	13,115人			1名
		金沢南	白山市 野々市市	8,318人			1名
	岐阜	岐阜南	羽島市 各務原市 羽島郡	17,443人	9,768km ²	0	2名
		多治見	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市	18,848人			2名
		大垣	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	22,868人			2名
		高山	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡	6,988人			1名
		美濃加茂	美濃加茂市 関市 美濃市 可児市 郡上市 加茂郡 可児郡	22,530人			2名
		岐阜北	岐阜市 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡	37,243人			3名
	三重	津	津市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市	41,618人	5,762km ²	6	3名
		四日市	四日市市 桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	34,645人			3名
		松阪	松阪市 多気郡	12,919人			1名
		尾鷲	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	4,972人			1名
		伊勢	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	15,077人			2名
	4県			351,657人	21,762km ²	7	34名

中部③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
中部	愛知	大曽根	名古屋市のうち千種区、東区、守山区、名東区	39,583人	5,116km ²	3	3名
		鶴舞	名古屋市のうち中区	10,728人			1名
		笠寺	名古屋市のうち瑞穂区、南区、緑区 豊明市	36,270人			3名
		中村	名古屋市のうち中村区 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	35,392人			3名
		熱田	名古屋市のうち熱田区、中川区、港区	37,309人			3名
		昭和	名古屋市のうち昭和区、天白区 日進市 愛知郡	24,713人			2名
		名古屋北	名古屋市のうち北区 春日井市 小牧市	46,816人			4名
		名古屋西	名古屋市のうち西区 清須市 北名古屋 西春日井郡	23,992人			2名
		豊橋	豊橋市 蒲郡市 田原市	32,556人			3名
		一宮	一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡	51,338人			4名
		岡崎	岡崎市 額田郡	25,072人			2名
		半田	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡	36,475人			3名
		刈谷	刈谷市 碧南市 安城市 西尾市 知立市 高浜市	38,949人			3名
		瀬戸	瀬戸市 尾張旭市 長久手市	16,046人			2名
		豊田	豊田市 みよし市	24,928人			2名
		豊川	豊川市 新城市 北設楽郡	12,013人			1名
	1県			492,180人	5,116km ²	3	41名

近畿①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
近畿	福井	福井	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡	26,162人	4,190km ²	0	2名
		敦賀	敦賀市 小浜市 三方郡 大飯郡 三方上中郡	7,200人			1名
		武生	越前市 鯖江市 今立郡 南条郡 丹生郡	9,387人			1名
	滋賀	大津	大津市 高島市	24,194人	3,767km ²	0	2名
		彦根	彦根市 長浜市 東近江市 米原市 愛知郡 犬上郡	25,148人			2名
		草津	草津市 近江八幡市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 蒲生郡	32,703人			3名
	京都	上京	京都市のうち北区、上京区、左京区	22,815人	4,613km ²	0	2名
		中京	京都市のうち中京区、東山区、山科区	21,216人			2名
		下京	京都市のうち下京区、南区	13,638人			1名
		京都南	京都市のうち伏見区 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡	58,521人			4名
		京都西	京都市のうち右京区、西京区 亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 乙訓郡 船井郡	43,299人			3名
		舞鶴	舞鶴市 福知山市 綾部市 宮津市 京丹後市 与謝郡	16,502人			2名
	奈良	奈良	奈良市 大和郡山市 生駒市 生駒郡	40,292人	3,691km ²	0	3名
		大和高田	大和高田市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 北葛城郡 吉野郡(桜井年金事務所管内の地域を除く。)	26,656人			2名
		桜井	桜井市 天理市 橿原市 宇陀市 山辺郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 吉野郡のうち東吉野村	24,332人			2名
	4県			392,065人	16,261km ²	0	32名

中国②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
中国	広島	広島東	広島市のうち中区、安佐南区、安佐北区	37,538人	8,480km ²	12	3名
		広島西	広島市のうち西区、佐伯区 大竹市 廿日市市 山県郡	30,936人			3名
		福山	福山市	28,896人			2名
		呉	呉市 竹原市 東広島市	21,598人			2名
		三原	三原市 尾道市 豊田郡 世羅郡	13,135人			1名
		三次	三次市 庄原市 安芸高田市	5,412人			1名
		広島南	広島市のうち東区、南区、安芸区 江田島市 安芸郡	29,011人			2名
		備後府中	府中市 神石郡	2,073人			1名
	山口	山口	山口市 防府市	15,374人	6,114km ²	21	2名
		下関	下関市	16,287人			2名
		徳山	下松市 光市 周南市 熊毛郡	14,098人			1名
		宇部	宇部市 美祢市 山陽小野田市	13,920人			1名
		岩国	岩国市 柳井市 大島郡 玖珂郡	10,109人			1名
		萩	萩市 長門市 阿武郡	4,024人			1名
	2県			242,411人	14,594km ²	33	23人

四国地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H23末時点)	面積	離島数	戸別訪問員 配置数
四国	徳島	徳島北	徳島市 鳴門市 吉野川市 阿波市 名西郡 板野郡	32,887人	4,147km ²	2	3名
		阿波半田	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	4,470人			1名
		徳島南	小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 那賀郡 海部郡	8,152人			1名
	香川	高松東	さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡	6,866人	1,862km ²	21	1名
		高松西	高松市 坂出市 香川県 綾歌郡	29,303人			2名
		普通寺	普通寺市 丸亀市 観音寺市 三豊市 仲多度郡	18,242人			2名
	愛媛	松山西	大洲市 伊予市 伊予郡 喜多郡	8,163人	5,678km ²	32	1名
		今治	今治市 越智郡	8,504人			1名
		宇和島	宇和島市 八幡浜市 西予市 西宇和郡 北宇和郡 南宇和郡	10,865人			1名
		松山東	松山市 東温市 上浮穴郡	34,999人			3名
		新居浜	新居浜市 西条市 四国中央市	17,359人			2名
	高知	高知東	高知市 土佐郡	24,297人	7,105km ²	2	2名
		幡多	四万十市 宿毛市 土佐清水市 幡多郡	6,257人			1名
		南国	南国市 室戸市 安芸市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡	10,332人			1名
		高知西	土佐市 須崎市 吾川郡 高岡郡	8,495人			1名
	4県			229,191人	18,792km ²	57	23名

《訪問従事者必須設置数の考え方》
各年金事務所において、滞納者1.5万人当たりに1名の割合としている。

(参考)
国土交通省「離島対策実施地域一覧(平成22年4月1日現在)」
国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調(平成23年10月1日現在)」
東京都「都内区市町村マップ(平成23年4月23日更新)」

(別紙2－1)年金事務所別達成目標等一覧

入札地区	プロジェクト名	都道府県名	年金事務所名	第1期(平成26年2月～平成26年4月)						第2期(平成26年5月～平成26年4月)						第3期(平成26年5月～平成27年4月)								
				達成目標			最低水準			達成目標	達成目標			達成目標	達成目標			達成目標	達成目標					
				前年度	達成率	前年度/目標	前年度	達成率	前年度/目標		前年度	達成率	前年度/目標		前年度	達成率	前年度/目標		前年度	達成率	前年度/目標	前年度	達成率	前年度/目標
北海道地区	北海道	北海道	札幌東	16,884	5,392	3,043	3,270	3,216	60,703	27,618	44,433	48,850	37,595	20,492	43,005	67,687	93,398	72,773	50,076	47,038	69,666	55,007	47,701	
			札幌西	9,243	3,225	1,810	1,728	1,698	32,129	29,333	16,650	23,521	28,863	21,837	12,364	22,731	34,967	12,380	26,557	27,021	40,268	32,183	25,241	
			函館	11,513	4,098	2,391	1,860	2,868	1,722	1,823	41,710	30,032	21,185	23,268	31,343	27,082	13,350	24,064	48,884	53,172	28,481	28,331		
			旭川	11,302	4,012	2,345	1,988	1,688	1,951	37,964	35,527	21,082	26,982	33,747	27,624	15,751	29,995	40,073	53,321	30,356	33,747	50,818	41,111	
			網走	8,140	3,167	1,831	1,212	7,339	2,217	1,318	11,985	28,369	26,725	16,585	16,509	23,282	20,386	12,367	15,783	30,412	18,942	38,220	30,640	
			岩手県	3,392	1,473	888	679	3,348	1,031	618	665	14,327	12,693	7,884	9,221	10,622	9,467	5,807	8,882	16,180	19,865	14,464	9,791	
			室蘭	3,677	1,213	711	688	3,186	849	512	676	13,326	11,056	6,339	8,326	10,107	8,338	4,727	9,011	14,786	10,544	15,244	9,956	
			小樽	5,123	1,649	969	873	4,647	1,155	668	857	17,765	15,249	8,680	11,848	14,744	11,747	19,275	27,835	22,701	13,328	17,965	12,815	
			北見	8,871	2,859	1,668	1,054	6,415	2,002	1,201	1,030	23,247	23,435	15,190	14,353	20,332	18,082	13,319	24,884	33,366	35,351	21,930	17,472	
			帯広	8,656	3,289	1,909	1,252	6,048	2,302	1,374	1,224	29,389	28,032	17,503	17,046	25,533	13,132	16,310	31,318	48,672	19,240	25,533	39,031	
			砂川	2,845	1,097	643	549	2,405	788	463	539	10,422	9,448	5,882	7,465	7,629	7,031	4,403	7,180	11,819	16,884	14,004	8,388	
			稚内	1,797	771	430	196	1,517	539	309	190	6,589	5,893	4,132	2,887	4,814	4,457	3,107	2,535	7,476	10,165	9,137	6,871	
			留萌	938	297	184	133	814	208	133	130	3,370	2,880	1,582	1,810	2,584	2,119	1,897	1,738	3,764	5,221	4,190	2,984	3,379
			苫小牧	6,322	2,339	1,332	941	5,404	1,637	973	921	22,971	20,099	12,132	12,817	17,145	15,058	9,024	12,264	25,884	36,678	30,067	17,445	26,740
			札幌北	18,339	5,877	3,234	3,269	10,000	3,974	2,328	3,215	63,415	52,574	44,280	59,950	40,059	21,831	42,832	72,847	99,450	77,326	49,722	50,550	
東北地区	東北	青森	新巻中央	14,064	4,067	2,316	2,655	12,618	2,847	1,667	2,614	49,206	33,895	21,218	35,903	15,813	34,831	53,784	73,875	56,005	40,280	40,031	57,159	
			青森	9,294	2,990	1,725	1,489	6,123	2,093	1,242	1,403	34,202	27,417	15,711	22,546	26,545	20,827	17,163	38,031	52,219	40,533	25,038	33,957	
			八戸	12,789	4,030	2,351	1,615	11,201	2,821	1,693	1,583	48,882	37,336	21,100	24,518	38,603	28,423	13,713	23,376	52,772	71,405	55,189	41,871	
			弘前	12,978	4,429	2,573	2,421	12,148	3,100	1,852	2,383	45,123	40,251	23,178	38,622	39,697	31,274	17,259	38,490	47,655	72,249	60,030	58,686	
			むつ	2,522	912	537	355	2,163	638	387	347	9,414	8,097	4,760	5,383	7,070	6,049	3,342	5,173	10,585	14,930	12,082	6,001	
			盛岡	12,834	3,393	2,123	1,670	11,384	2,375	1,539	1,636	47,303	35,592	20,023	21,437	37,888	27,335	15,092	20,372	52,005	69,902	52,363	41,871	
			一関	9,358	2,510	1,577	1,016	8,288	1,797	1,136	992	34,535	26,100	14,887	13,080	27,445	20,062	11,174	12,473	38,081	51,220	38,116	14,719	
			宮古	4,520	1,152	715	559	4,020	806	515	547	16,626	12,388	6,821	7,172	13,313	9,523	5,117	6,880	18,283	24,222	18,181	8,048	
			二戸	4,340	1,147	798	483	3,832	803	546	472	16,051	12,234	5,832	6,224	12,891	9,410	5,135	5,936	17,730	23,955	18,232	7,000	
			花巻	5,656	1,437	921	684	5,035	1,006	663	669	20,783	15,395	8,471	8,788	16,675	11,859	6,345	8,419	22,836	30,447	22,556	9,988	
			秋田	9,813	2,767	1,790	1,415	8,639	1,937	1,260	1,389	38,890	28,438	16,033	21,386	29,010	21,719	11,977	20,339	40,929	55,429	42,188	23,327	
			鹿角	5,546	1,398	897	634	4,948	979	646	621	20,632	15,067	8,177	9,599	16,614	11,625	8,143	9,225	22,841	30,087	22,161	10,942	
			大曲	9,794	2,937	1,546	974	8,784	1,678	1,114	953	36,280	25,873	14,140	14,782	29,496	20,082	10,682	14,162	39,672	52,243	37,374	16,148	
			木柱	2,817	742	478	332	2,500	519	344	325	10,521	7,851	4,370	5,027	8,396	6,031	3,390	4,832	11,884	15,523	11,537	8,968	
			仙台南	14,568	4,517	2,626	2,031	13,100	3,162	1,891	1,993	52,790	40,508	22,810	27,479	43,125	31,292	18,979	28,482	57,823	78,653	59,228	47,818	
仙台北	17,434	5,486	3,102	2,456	15,463	3,840	2,233	2,411	63,880	48,167	27,699	33,320	59,903	37,014	20,617	32,027	70,388	94,414	70,463	38,726				
宮城	宮城	石巻	8,859	3,330	1,803	1,108	7,672	2,331	1,298	1,093	33,088	27,343	16,829	15,052	25,256	20,628	12,931	14,391	38,975	51,451	40,783	13,937	7,666	
			古川	11,225	3,840	2,239	1,263	9,932	2,688	1,612	1,234	41,470	32,618	19,525	17,184	32,432	24,850	14,987	18,385	45,889	62,735	48,782	18,224	
			仙台東	10,744	3,258	1,872	1,449	9,525	2,281	1,348	1,421	38,380	29,747	16,314	18,612	31,356	22,850	12,109	18,883	43,382	58,260	43,393	18,700	
			大河原	4,785	1,562	918	650	4,344	1,093	661	637	17,205	13,776	7,959	8,805	14,301	10,649	5,844	8,466	18,857	28,400	20,375	14,066	
			山形	9,376	2,494	1,675	978	8,286	1,746	1,206	958	34,043	26,151	14,742	16,155	28,954	20,055	11,057	15,525	37,888	50,723	38,530	32,712	
			鶴岡	7,322	1,954	1,343	636	6,460	1,368	967	621	26,620	20,592	11,669	10,554	21,015	15,765	8,781	10,067	29,422	39,608	30,142	17,582	
			米沢	5,759	1,484	987	531	5,224	1,039	710	520	29,471	15,757	8,808	8,800	16,995	12,237	6,615	8,422	22,210	39,005	23,196	17,895	
			新庄	4,194	918	641	328	3,809	642	462	321	14,894	10,497	5,482	5,827	12,382	8,231	4,126	5,195	16,145	21,150	15,518	9,818	
			栗江	4,285	1,109	793	331	3,807	776	542	323	15,482	11,646	6,667	5,480	12,384	8,969	5,029	5,227	17,046	22,806	17,211	6,328	
			東北福島	13,701	4,029	2,448	1,440	12,145	2,820	1,792	1,410	47,190	36,488	20,297	20,929	37,535	28,109	15,286	19,686	51,865	69,704	53,201	30,788	
			平	11,193	3,258	1,997	1,526	8,843	2,281	1,431	1,488	38,740	30,937	16,340	21,702	39,403	23,685	12,150	20,914	42,809	58,358	47,318	36,097	
			郡山	16,923	5,001	3,055	1,891	14,972	3,501	2,199	1,916	58,331	43,480	25,076	26,800	46,270	34,994	18,845	25,659	64,882	88,711	66,172	43,572	
			会津若松	8,903	2,526	1,590	902	7,932	1,788	1,116	883	33,544	23,256	12,800	12,859	24,483	17,987	9,563	12,225	33,374	44,804	33,772	15,467	
			相馬	3,876	1,084	684	382	3,413	759	492	383	13,408	10,845	5,474	5,593	10,548	8,158	4,080	5,343	14,838	20,137	15,586	14,669	
			白河	4,673	1,220	742	516	4,193	854	534	506	15,925	11,706	6,219	7,388	12,959	9,122	4,650	7,033	17,407	22,903	16,885	8,238	
山形	山形	酒井	39,754	14,413	7,724	4,169	34,840	10,859	5,561	4,055	138,326	116,316	69,380	50,389	87,885	51,466	47,876	155,462	214,414	169,888	57,738	109,238		
		熊谷	22,290	8,088	4,386	2,723	20,561	5,661	3,143	2,686	73,445	64,831	39,474	32,363	62,887	50,390	29,433	30,924	78,794	115,776	95,773	62,887		
		川越	43,173	15,535	8,315	4,883	40,895	10,875	5,967	4,739	139,137	124,629	75,472	57,879	124,990	97,984	56,186	54,990	146,225	220,148	183,889	65,266		
		大宮	31,577	10,678	5,704	3,705	29,302	7,474	4,107	3,618	103,484	87,555	52,067	44,084	89,577	68,561	38,111	42,063	110,400	159,108	128,172	93,932		
		春日部	23,637	8,268	4,487	2,605	21,174	5,788	3,231	2,538	78,828	68,927	40,133	30,992	64,762	51,524	28,889							

※各期における達成目標及び最低水準の設定の考え方について

			第1期(H25.2～H25.4)	第2期(H25.5～H26.4)	第3期(H26.5～H27.4)
現年度	対象保険料	23年度保険料	24年度保険料	25年度保険料	26年度保険料
	達成目標		23年度現年度納付率(見込) +0.35～0.85%	23年度現年度納付率(見込) +0.70～1.70%	23年度現年度納付率(見込) +1.05～2.55%
	最低水準	現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)
過年度1年目	対象保険料	22年度保険料	23年度保険料	24年度保険料	25年度保険料
	達成目標		23年度現年度納付率(見込) +4.0%	第1期現年度達成目標 +4.0%	第2期現年度達成目標 +4.0%
	最低水準	過年度1年目納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込) +2.8%	第1期現年度最低水準 +2.8%	第2期現年度最低水準 +2.8%
過年度2年目	対象保険料		22年度保険料	23年度保険料	24年度保険料
	達成目標		23年度過年度1年目納付率(見込) +2.5%	第1期過年度1年目達成目標 +2.5%	第2期過年度1年目達成目標 +2.5%
	最低水準		23年度過年度1年目納付率(見込) +1.8%	第1期過年度1年目最低水準 +1.8%	第2期過年度1年目最低水準 +1.8%
免除	対象免除	23年度免除等	24年度免除等	25年度免除等	26年度免除等
	達成目標		23年度免除等率(見込) +1.5%	23年度免除等率(見込) +3.0%	23年度免除等率(見込) +4.5%
	最低水準	免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)

(別紙 2 - 2) 達成目標等算出根拠

別紙 2 - 1 の対象年金事務所別達成目標等一覧は、以下の算出根拠に基づき、年金事務所ごとに別添のとおり算出している。なお、算出の基となる平成 23 年度の現年度納付率、過年度 1 年目納付率、過年度 2 年目納付率、納期限内納付率及び免除等率については、平成 24 年 10 月事業の目標と同様に見込み値を使用している。

(計算の過程は、達成目標算出表を参照)

[] 内は単位

【現年度保険料】

①被保険者累計 (見込) [月数]

各月における第 1 号被保険者数と任意加入被保険者数の合計の年間累計。

※24～26 年度については、21 年度から 23 年度における対前年度末時点からの各月増減の平均割合から推計し、23 年度末被保険者数から増加する場合はその数値を、減少する場合は 23 年度末実績値を使用。

②全額免除等累計 [月数]

年度末時点の第 1 号被保険者数に 23 年度全額免除等率 (見込) を乗じて算出。

※全額免除等累計 [月数] = 年度末第 1 号被保険者数 [人] × 23 年度全額免除等率 (見込) [%] × 10.179 月

※23 年度全額免除等率 (見込) = 22 年度末時点における法定免除、全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計を 22 年度末第 1 号被保険者数で除した割合

※10.179 月 = 21～23 年度における全額免除等の 1 人当たり平均承認月数

③納付対象月数 [月数]

納付対象者累計 [月数] (①-②) に調整率 96.02% を乗じて積算。

※調整率 96.02% = 21～23 年度における納付対象者累計 [月数] に対する納付対象月数の平均減少率

④見込み納付期限内納付率 [%]

23 年度納付期限内納付率 (見込) とし、各期計算過程において同数値を使用。

⑤-1 現年度最低納付率 [%]

現年度最低納付率は 23 年度現年度納付率 (見込) とする。

※最低納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑤-2 現年度最低水準 (12 ヶ月) [月数]

現年度最低納付月数から見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5% を差し引いた調整率) を乗じて積算。

※現年度最低納付月数 = ③から推計される納付対象月数 × 最低納付率

⑥-1 現年度目標納付率と加算率 [%]

現年度目標納付率は、現年度最低納付率に加算率を加えて積算。

※加算率は、日本年金機構の中期目標に基づき、平成 25 年度において平成 21 年度現年度納付率 + 1.0% を達成するため、23 年度現年度納付率見込みとの差を按分

した数値とする。ただし、その率が 0.35%以下の場合は、「0.35%」とし、0.85%以上の場合は、「0.85%」とする。

※加算率は、各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第 1 期の加算率＝0.35%～0.85%

第 2 期の加算率＝0.70%～1.70%

第 3 期目の加算率＝1.05%～2.55%

⑥-2 現年度達成目標（12 ヶ月）〔月数〕

現年度目標納付月数から見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率）を乗じて積算。

※現年度目標納付月数＝③から推計される納付対象月数 × 現年度目標納付率

⑦H25.1 までの見込み納付月数按分率〔%〕

現年度保険料の総納付月数（12 ヶ月分）について、H23.5 から H4.1 までに納付された月数の割合。

【過年度 1 年目保険料】

納付対象月数〔月数〕

現年度③から推計される納付対象月数に、100.00%を乗じて算出。（ただし、第 1 期については、23 年度見込現年度納付対象月数に 100.00%を乗じて算出する。）

※100.00%＝21～23 年度における現年度から過年度 1 年目への納付対象月数の平均伸び率

②-1 最低水準（12 ヶ月）〔月数〕

過年度 1 年目最低納付月数から前期現年度における見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率）を乗じて算出。（ただし、第 1 期については、過年度 1 年目最低納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。）

※最低納付月数＝①から推計される納付対象月数 × 最低納付率

②-2 最低納付率と最低水準加算率〔%〕

最低納付率は、現年度最低納付率に最低水準加算率 2.8%を加えて積算。

※最低水準加算率 2.8%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ、最近の傾向で最も低い数値を使用

※最低水準加算率 2.8%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 目標納付率と達成目標加算率〔%〕

目標納付率は、現年度目標納付率に達成目標加算率 4.0%を加えて積算。

※過年度 1 年目達成目標加算率 4.0%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅の最大値を使用。

※達成目標加算率 4.0%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-2 達成目標（12 ヶ月）〔月数〕

目標納付月数から、現年度見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率）を乗じて算出。（ただし第 1 期

については、過年度 1 年目目標納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※目標納付月数＝①から推計される納付対象月数 × 目標納付率

④H25.1 までの見込み納付月数按分率 [%]

過年度 1 年目保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、H23.5 から H24.1 までに納付された月数の平均割合。

【過年度 2 年目保険料】

①納付対象月数 [月数]

過年度 1 年目① から推計される納付対象月数に、100.66%を乗じて積算。

※100.66%＝21～23 年度における過年度 1 年目から過年度 2 年目への納付対象月数の平均伸び率

※ただし、第 1 期については、23 年度見込過年度 1 年目納付対象月数に、100.66%を乗じて算出する。

②-1 最低水準 (12 ヶ月) [月数]

過年度 2 年目最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 2 年目最低納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※最低納付月数＝①から推計される納付対象月数 × 最低納付率

②-2 最低納付率と最低水準加算率 [%]

最低水準納付率は、前期における過年度 1 年目最低納付率に最低水準加算率 1.8%を加えて積算。

※最低水準加算率 1.8%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえつつ、最近の傾向で最も低い数値を使用。

※最低水準加算率 1.8%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 目標納付率と達成目標加算率 [%]

目標納付率は、過年度 1 年目目標納付率に過年度 2 年目達成目標加算率 2.5%を加えて積算

※過年度 2 年目達成目標加算率 2.5%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、過年度 1 年目納付率から確保すべき伸び幅の最大値を使用。

※達成目標加算率 2.5%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-2 目標達成目標 (12 ヶ月) [月数]

目標納付月数から、現年度の見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 2 年目目標納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※目標納付月数＝①から推計される納付対象月数 × 目標納付率

④H25.1 までの見込み納付月数按分率 [%]

過年度 2 年目保険料の総納付月数（12 ヶ月分）について、H23.5 から H24.1 までに納付された月数の平均割合。

【免除等】

①年度末第 1 号被保険者数 [人]

任意加入被保険者は除く。

※24～26 年度については、上記各月増減割合の平均から推計し、23 年度見込み被保険者数から増加する場合はその数値を、減少する場合は 23 年度実績値を使用。

②-1 免除等最低水準 [件数]

年度末時点の第 1 号被保険者数に最低免除等率を乗じたものに、133.03%を乗じて算出。

※133.03%＝21～23 年度の年間免除等承認処理件数と年度末時点の免除等承認者数の割合の平均。

②-2 最低免除等率 [%]

最低免除等率＝23 年 3 月時点における全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計（以下「免除等」という。）を 22 年度末第 1 号被保険者数で除した割合に 0.5%を上乘せして算出。

※最低免除等率は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 達成目標 [件数]

年度末時点の第 1 号被保険者数に目標免除等率を乗じたものに、133.03%を乗じて算出。

※133.03%＝上記②と同様。

③-2 目標免除等率 [%] と加算率 [%]

目標免除等率は最低免除等率に加算率 1.5%を加えて積算。

※加算率は各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第 1 期の加算率＝1.5%

第 2 期の加算率＝3.0%

第 3 期の加算率＝4.5%

④H25.1 までの見込み承認件数按分率 [%]

免除等が承認された件数（12 ヶ月分）について、5 月から翌年 1 月までに承認された件数の直近 3 年間の平均割合。

(別紙2-2)達成目標等算出表

1/2

【札幌東年金事務所】北海道地区

【最低水準の算出】

第1期(H25.2～H25.4)															
現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】 H23度末被保険者数(見込)×免除率×10.179	③納付対象者累計 【月数】 ①-②	④納付対象月数 【月数】 ③×96.02%	⑤最低納付率 【%】 =H23現年度納付率(見込)	⑥最低納付月数 【月数】 ④×⑤	⑦見込み納付期限内納付率 【%】 =H23見込納付期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】 ④×⑦	⑨最低水準 (12ヶ月) 【月数】 (⑥-⑧)×99.5%	⑩H25.1までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H25.1までの見込み納付月数 【月数】 ⑨×⑩	最低水準 (3ヶ月) 【月数】 ⑨-⑪
	1,290,325	47.70%	41.95%	1,296,129	446,586	849,542	815,731	47.70%	389,103	41.95%	342,204	46,665	68.48%	31,956	14,709
過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
	H23過年度1年目納付率(見込)			s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】 =H23現年度納付率(見込)+2.8%	v 最低納付月数 【月数】 s×t	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 (v-w)×99.5%	y H25.1までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H25.1までの見込み最低納付月数 【月数】 x×y	最低水準 (3ヶ月) 【月数】 x-z				
	52.67%			777,138	50.50%	392,455	370,695	21,651	82.57%	17,876	3,775				
過年度2年目				H22保険料											
				i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】 =H23過年度1年目納付率(見込)+1.8%	n 最低納付月数 【月数】 i×m	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 (n-o)×99.5%	q H25.1までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H25.1までの見込み最低納付月数 【月数】 p×q	最低水準 (3ヶ月) 【月数】 p-r				
				782,417	54.47%	426,194	412,111	14,013	84.36%	11,822	2,191				
免除等	H23免除等率(見込)			i H24度末第1号被保険者(見込) 【件数】	ii 最低免除等率 【%】 =H23免除等率(見込)	iii 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 i×ii×133.03%	iv H25.1までの見込み件数の按分率 【%】	v H25.1までの見込み最低承認件数 【件数】 iii×iv	最低水準 (2ヶ月) 【件数】 iii-v						
	30.13%			106,908	30.13%	42,851	92.49%	39,635	3,216						

第2期(H25.5～H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者 累計(見込) 【月数】	B 全額免除等 累計 【月数】 H24度末被保険者数(見込)× 免除率×10.179	C 納付対象者 累計 【月数】 A-B	D 納付対象 月数 【月数】 C×96.02%	E 最低納付率 【%】 =H23現年度納付率(見込)	F 最低納付月数 【月数】 D×E	G 見込み納付期限内納付率 【%】 =H23見込納付期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】 D×G	最低水準 (12ヶ月) 【月数】 (F-H)×99.5%
	1,301,099	448,192	852,907	818,961	47.70%	390,645	41.95%	343,559	46,850
過年度1年目	H24保険料								
	①' 納付対象月数 【月数】 ④'×100.00%	②' 最低納付率 【%】 ⑤'+2.8%	③' 最低納付月数 【月数】 ①'×②'	最低水準 (12ヶ月) 【月数】 ③'-⑧-⑩'×99.5%					
	815,731	50.50%	411,944	37,595					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】 a×100.66%	t' 最低納付率 【%】 t+1.8%	v' 最低納付月数 【月数】 s'×t'	最低水準 (12ヶ月) 【月数】 (v'-w-x)×99.5%					
	782,267	52.30%	409,126	20,452					
免除等									
	i' H25度末第1号被保険者 (見込) 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】 =H23免除等率(見込)	最低水準 (12ヶ月) 【件数】 i'×ii'×133.03%						
	107,293	30.13%	43,005						

第3期(H26.5～H27.4)									
現年度保険料	H26保険料								
	a H26被保険者 累計〔見込〕 〔月数〕	b 全額免除等 累計 〔月数〕 H25度末被保険者数×免除率×10.179	c 納付対象者 累計 〔月数〕 a-b	d 納付対象月数 〔月数〕 c×96.02%	e 最低納付率 〔%〕 =H23現年度納付率〔見込〕	f 最低納付月数 〔月数〕 d×e	g 見込み納付期限内納付率 〔%〕 =H23見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 〔月数〕 d×g	最低水準 (12ヶ月) 〔月数〕 (f-h)×99.5%
	1,306,092	449,804	856,288	822,208	47.70%	392,193	41.95%	344,921	47,036
過年度1年目	H25保険料								
	A' 納付対象月数 〔月数〕 D×100.00%	B' 最低納付率 〔%〕 第2期現年度最低納付率+2.8%	C' 最低納付月数 〔月数〕 A'×B'	最低水準 (12ヶ月) 〔月数〕 (C'-H)×99.5%					
	818,961	50.50%	413,575	69,666					
過年度2年目	H24保険料								
	①' 納付対象月数 〔月数〕 ①'×100.66%	②' 最低納付率 〔%〕 第2期過年度1年目最低納付率+1.8%	③' 最低納付月数 〔月数〕 ①'×②'	最低水準 (12ヶ月) 〔月数〕 (③'-⑧-⑩)×99.5%					
	821,114	52.30%	429,443	55,007					
免除等	i' H26度末第1号被保険者 〔見込〕 〔件数〕	ii' 最低免除等率 〔%〕 =H23免除等率〔見込〕	iii' 最低水準 (12ヶ月) 〔件数〕 × ii'×133.03%	iv' H27度末第1号被保険者数見込み 〔件数〕	v' H27最低免除等率 〔%〕 =H23免除等率〔見込〕	vi' H27最低水準 (12ヶ月) 〔件数〕 iv'×v'×133.03%	vii' H27.4の見込み承認件数の按分率 〔%〕	viii' H27最低水準 (13ヶ月) 〔件数〕 vi'×viii'	最低水準 (13ヶ月) 〔件数〕 iii'+viii'
	107,678	30.13%	43,160	108,066	30.13%	43,315	10.48%	4,542	47,701

【達成目標の算出】

			第1期(H25.2～H25.4)												
● 現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】 H23度末被保険者数(見込)×免除率×10.179	③納付対象者累計 【月数】 ①-②	④納付対象月数 【月数】 ③×96.02%	⑤目標納付率【%】 H23納付率(見込)+第1期加算率	⑥目標納付月数 【月数】 ④×⑤	⑦見込み納付期限内納付率【%】 =H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】 ④×⑦	⑨達成目標(12ヶ月) 【月数】 (⑥-⑧)×99.5%	⑩H25.1までの見込み納付月数の按分率【%】	⑪H25.1までの見込み納付月数 【月数】 ⑨×⑩	達成目標(3ヵ月) 【月数】 ⑨-⑪
	1,290,325	47.70%	41.95%	1,296,129	446,586	849,542	815,731	48.55%	396,037	41.95%	342,204	53,564	68.48%	36,681	16,884
● 過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
	H23過年度1年目納付率(見込)			s 納付対象月数 【月数】	t 目標納付率【%】 H23現年度納付率(見込)+4.0%	v 目標納付月数 【月数】 s×t	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 達成目標(12ヶ月) 【月数】 (v-w)×99.5%	y H25.1までの見込み納付月数の按分率【%】	z H25.1までの見込み目標納付月数 【月数】 x×y	達成目標(3ヶ月) 【月数】 x-z				
	52.67%			777,138	51.70%	401,780	370,695	30,930	82.57%	25,538	5,392				
● 過年度2年目				H22保険料											
				i 納付対象月数 【月数】	m 目標納付率【%】 H23過年度1年目納付率(見込)+2.5%	n 目標納付月数 【月数】 i×m	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 達成目標(12ヶ月) 【月数】 (n-o)×99.5%	q H25.1までの見込み納付月数の按分率【%】	r H25.1までの見込み目標納付月数 【月数】 p×q	達成目標(3ヶ月) 【月数】 p-r				
				782,417	55.17%	431,671	412,111	19,463	84.36%	16,419	3,043				
● 免除等	H23免除等率(見込)			i H24度末第1号被保険者(見込) 【件数】	ii 目標免除等率【%】 第1期最低免除等率+第1期加算率	iii 達成目標(12ヶ月) 【件数】 i×ii×133.03%	iv H25.1までの見込み件数の按分率【%】	v H25.1までの見込み目標承認件数 【件数】 iii×iv	達成目標(2ヶ月) 【件数】 iii-v						
	30.13%			106,908	30.63%	43,562	92.49%	40,293	3,270						

第2期(H25.5～H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】 H24度末被保険者数(見込)×免除率×10.179	C 納付対象者累計 【月数】 A-B	D 納付対象月数 【月数】 C×96.02%	E 目標納付率【%】 H23納付率(見込)+第2期加算率	F 目標納付月数 【月数】 D×E	G 見込み納付期限内納付率【%】 H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】 D×G	達成目標 (12ヶ月) 【月数】 (F-H)×99.5%
	1,301,099	448,192	852,907	818,961	49.40%	404,567	41.95%	343,559	60,703
過年度1年目	H24保険料								
	①' 納付対象月数 【月数】 ④'×100.00%	②' 目標納付率 【%】 ⑤'+4.0%	③' 目標納付月数 【月数】 ①'×②'	達成目標 (12ヶ月) 【月数】 ③'-⑧'-①'×99.5%					
	815,731	52.55%	428,666	49,533					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】 s×100.66%	t' 目標納付率 【%】 t+2.5%	v' 目標納付月数 【月数】 s'×t'	達成目標 (12ヶ月) 【月数】 (v'-w-z)×99.5%					
	782,267	54.20%	423,989	27,618					
免除等									
	i' H25度末第1号被保険者(見込) 【件数】	ii' 目標免除等率 【%】 第1期最低免除等率+第2期加算率	達成目標 (12ヶ月) 【件数】 i'×ii'×133.03%						
	107,293	31.13%	44,433						

第3期(H26.5～H27.4)									
現年度保険料	H26保険料								
	a H26被保険者 累計(見込) 【月数】	b 全額免除等 累計 【月数】 H25度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.179	c 納付対象者 累計 【月数】 a-b	d 納付対象月 数 【月数】 c×96.02%	e 目標納付率 【%】 H23納付率(見 込)+第3期加算 率	f 目標納付月 数 【月数】 d×e	g 見込み納付 期限内納付率 【%】 H23見込納期限 内納付率	h 見込み納付 期限内納付月 数 【月数】 d×g	達成目標 (12ヶ月) 【月数】 (f-h)×99.5%
	1,306,092	449,804	856,288	822,208	50.25%	413,159	41.95%	344,921	67,897
	H25保険料								
過年度1年目	A' 納付対象 月数 【月数】 D×100.00%	B' 目標納付 率 【%】 E+4.0%	C' 目標納付 月数 【月数】 A'×B'	達成目標 (12ヶ月) 【月数】 (C'-H)×99.5%					
	818,961	53.40%	437,325	93,298					
過年度2年目	H24保険料								
	①' 納付対象 月数 【月数】 ①'×100.66%	②' 目標納付 率 【%】 ②'+2.5%	③' 目標納付 月数 【月数】 ①'×②'	達成目標 (12ヶ月) 【月数】 (③'-⑧'-⑩)× 99.5%					
	821,114	55.05%	452,023	72,773					
免除等	i'' H26度末 第1号被保険者 (見込) 【件数】	ii'' H26目標 免除等率 【%】 第1期最低免除等 率+第3期加算率	iii'' H26達成 目標(12ヶ月) 【件数】 i''×ii''× 133.03%	iv'' H27度末 第1号被保険 者数見込み 【件数】	v'' H27目標 免除等率 【%】 第1期最低免除等 率+第3期加算率	vi'' H27最低水 準(12ヶ月) 【件数】 iv''×v''× 133.03%	vii'' H27.4の 見込み承認件 数の按分率 【%】	viii'' H27達成 目標(1ヶ月) 【件数】 vi''×vii''	達成目標 (13ヶ月) 【件数】 iii''+viii''
	107,678	31.63%	45,309	108,066	31.63%	45,472	10.48%	4,768	50,076

（別紙３）総合評価基準（技術評価）

国民年金保険料収納事業の落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について、以下により技術評価を行う。

【必須項目審査】

国民年金保険料収納事業の目的及び業務内容に照らし、別表「総合評価基準（技術評価）表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点（２００点）を付与する。

なお、必須評価項目について、１項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

【加点項目審査】

国民年金保険料収納事業の目的及び業務内容に照らし、各評価項目について有効な提案が行われた場合は、企画提案の優劣について加点基準に基づき、基本的には相対的評価を行うことにより「加点」する。

企画提案書に記述された各評価項目の内容について、評価委員会の委員が以下のような観点から総合的に評価を行い、別表１「総合評価基準（技術評価）表」の各項目に設定した得点の配分について別表２「企画提案書の評価手順について」によりそれぞれ得点の付与を行い、集計するものとする。

- ① 本事業の目的等が正しく理解され、企画提案内容に数値的な基礎根拠を明らかにした上で具体的に反映されていること。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなど説得力を有すること。
- ③ 各評価項目に対する評価の観点の具体的項目を満たしていること。

【採点方式】

技術評価の得点配分は１２００点とする。

- ① 基礎点は２００点とする。
- ② 加点の合計は１０００点を上限とする。

(別表1)総合評価基準(技術評価)表

評価項目・評価の観点		評価 区分	得点 配分	必須事項に係る最低限の要求要件 加点事項に係る評価の観点
(i) 基本的考え方				
本事業の目的、趣旨を適切に把握しているか。受託するに当たっての基本的な考え方及び方針はどのようなものか。		必須	—	・本事業の目的、趣旨を適切に把握した上で、受託するに当たっての基本的な考え方及び方針が明確に示されていること。
(ii) 実施体制				
本事業を実施するため、事業者としてどのような組織体制で取り組むのか。		必須	—	・本事業を確実に実施するため、総括責任者、地域責任者及び従事人員について、適切な体制（配置数等）が具体的に示されていること。 ・戸別訪問を担当する従事者について、各年金事務所ごとに必須設置数以上が設置されていること。 ・総括責任者及び地域責任者について、国民年金制度に関して深い知識及び経験等を有する者を配置し、本事業の実施に当たって日本年金機構の本事業における総括責任者からの照会、連絡等、必要な場合に直ちにに対応できる体制が具体的に示されていること。 ・入札（契約）地区内に複数の都道府県がある場合、各都道府県単位に地域責任者を設置し、定例打合せ会議や日本年金機構の本事業における地域責任者からの照会、連絡等に対応できる体制が具体的に示されていること。
		加点	0～100	・本事業に有効であると考えられる業務に携わったことがある実務経験者又は有効な資格を持つ者等の配置及び人数等が具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。
本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理（個人情報の取扱い及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、社内研修等の実施）、進捗管理（指揮命令、苦情処理等）を実施するのか。		必須	—	・本事業を実施するために、個人情報の取扱い及び秘密保持等の規程が整備されており、本事業に関連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。 ・本事業に携わる従事者について、資質向上（年金制度への理解、督励方法の検討、個人情報取扱い等）のための研修体制が整備され、具体的なスケジュールの下、実施することが示されていること。 ・本事業を実施するための指揮監督の体制（命令系統）、事業進捗状況の把握、報告管理、クレーム処理等のエスカレーションや進捗管理について適切に示されていること。
		加点	0～150	・本事業に携わる従事者への研修について、研修カリキュラムや実施時期等、従事者のスキルアップに向けて効果的に実施することが具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。
		加点	0～150	・個人情報の管理、保護及びトラブル発生防止のための施策が具体的に示されており、運営管理及び進捗管理が適切に実行できると評価できること。 ・万一の情報漏洩、トラブルの発生に当たっての具体的な対応マニュアル等が示されており、運営管理及び進捗管理の下で適切な措置が実施できると評価できること。

基本的事項

	(iii) 入札参加者の業務経験			
	入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及びその実績（遂行状況）が示されていること。	必須	—	・入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及びその実績（遂行状況）が示されていること。
	入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及びその実績（遂行状況）はどのようになっているか。	加点	0～100	・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験が具体的に示されているか。 ・本事業を実施する上で、有効と評価できる事業実績（遂行状況）が具体的に示されているか。 ・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験及び実績を、本事業にどのように反映、活用させるか具体的に示されているか。
	(iv) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促（免除等申請手続勧奨）業務			
	滞納者すべてに対して少なくとも3ヶ月ごとの頻度で納付督促（免除等勧奨）を実施し、達成目標を達成する施策について、滞納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上の推進を含め、どのような取組を行うのか。	必須	—	・オペレータによる電話督促、戸別訪問、文書送付のすべての実施が提案されており、滞納者の特性（保険料滞納期間別、年代別等）に応じて実効性があると評価できる納付督促（免除等勧奨）の手法の活用方法や組み合わせ、滞納者一人当たりの督促頻度、月間（又は年間）実施計画件数が具体的に示されていること。 【保険料滞納期間別】 短期滞納者…1～6ヵ月未納 中期滞納者…7～12ヵ月未納 長期滞納者①…13～18ヵ月未納 長期滞納者②…19～24ヵ月未納 ・それぞれの督促手法別に、実現可能な実施計画件数を算出した計算根拠が明確に示されていること。 ・提案されたそれぞれの督促手法について、実施計画件数を効果的に実行するための人員の配置が具体的に示されていること。 ・それぞれの督促手法について、総合的な督促概念図（体系図）、各手法ごとの督促スクリーン図等が示されており、かつ、文書、電話による督促で納付に結び付かなかった場合に戸別訪問を実施する行程となっていること。 ・文書送付を実施する場合、滞納者の特性や送付時期等を考慮し、複数種類を用いて実施され、送付対象となる滞納者の抽出根拠が示されていること。
業務事項		加点	0～300	・提案されたそれぞれの督促手法について、滞納者への接触、納付（免除等申請）約束、保険料（免除申請書、口座振替申出書等）獲得の数字的根拠を踏まえ、効果的に各督促手法を組み合わせ実施する内容となっているか。また、各督促手法の実施件数や実施時期等は適切と評価できるか。

		・文書送付を実施する場合、滞納者の納付（申請）意欲を向上させるため、どのような内容（目的）でどのような効果が見込まれるのか具体的に示されているか。 ・戸別訪問を実施する際、他の督促手法との組み合わせも含め、訪問対象や実施頻度、効果等が明確に示されているか。 ・契約地区の滞納者数や面積、離島数等の地域特性を活かした提案が示されているか。
	0～50	・滞納者への納付督促について、「電話督促（オペレータによるもの）」「文書送付」「戸別訪問」「納付相談会」以外の督促手法について、民間事業者独自又は新たな督促手法が提案されており、効果的・効率的な実施に資するものであるか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。
	0～150	・口座振替、クレジットカード納付の申請勧奨に当たって、その有効性をどのように滞納者へ説明し獲得を目指すのか、有効な提案となっているか。 ・離島、山間地域等の遠隔地に居住する滞納者について、有効かつ効率的に納付督促を行うための手法や頻度が示されているか。（例えば納付相談会を年金事務所と協力して開催するなど具体的な提案が示されているか。） ・日本年金機構から提供する滞納者情報のうち、電話番号が収録されていない者について、解明方法等が実効性のある提案となっているか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。
	0～50	・実施したそれぞれの督促手法における効果測定について、滞納者の滞納期間別、年齢階層別、督促実施日及び時間帯別等、取組を行う上で有効な区分に分類した上で、接触率や効果率など分析できる提案となっているか。
(v) 達成目標の達成に向けた事業スケジュール		
・提案された本事業に対する施策を実施する時期、件数、時間数などについてどのようなスケジュールを設定し行うのか。 ・施策のスケジュール及び連携をどのように実施するのか。	必須	・すべての達成目標を達成するための施策を実施する適切なスケジュールが数値的根拠を踏まえて具体的に示されていること。 ① 契約期間における最終目標を示した長期的総合スケジュール ② 各期又は年間を通し、計画的な督促の実施を示した戦略的中期スケジュール ③ 月毎の定例的督促予定を示したルーチンスケジュール

		加点	0～100	・滞納者の特性及び地域の実情等を的確に把握した上で、各特性等に応じた適切かつ効果的なスケジュールの設定について、評価できる内容が具体的に示されていること。 ・施策のスケジュールが効果的な連携を図って実施されると評価できる内容が具体的に示されていること。 ・本事業を実施するための適切な実施体制の整備・維持方法について、具体的な数値的根拠を踏まえ、評価できる内容が具体的に示されていること。 ・事業進捗状況の把握の方法及び事業方針への反映等について、評価できる内容が具体的に示されていること。
(vi) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務				
納付受託業務の実施内容				
戸別訪問や納付相談を実施する際、滞納者から納付受託の申出を受けた場合に、受託保険料の盗難、亡失の防止を図るとともに、適切に管理して国庫に納付するため、どのような事務処理、措置を講じるのか。	必須	—	・滞納者からの納付受託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切で安全な管理体制が具体的に示されていること。	

必須項目	200 点
加点項目	0～1000 点

(別表2) 加点項目の評価手順について

1. 企画提案書の評価

各地区(23地区)ごとに民間事業者から提出される企画提案書について、「(別表1) 総合評価基準表」に基づき、以下の方法により各加点項目を評価する。

2. 評価方法

評価に当たっては、「A～E」の5段階とし、各加点項目ごとに相対評価を基本とする。

評価	評価内容	得点割合
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	100%
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	75%
C	具体性及び実効性があると認められ、評価できるもの。	50%
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるものもしくはやや劣るもの。	25%
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないものもしくは特に劣るもの。	0%

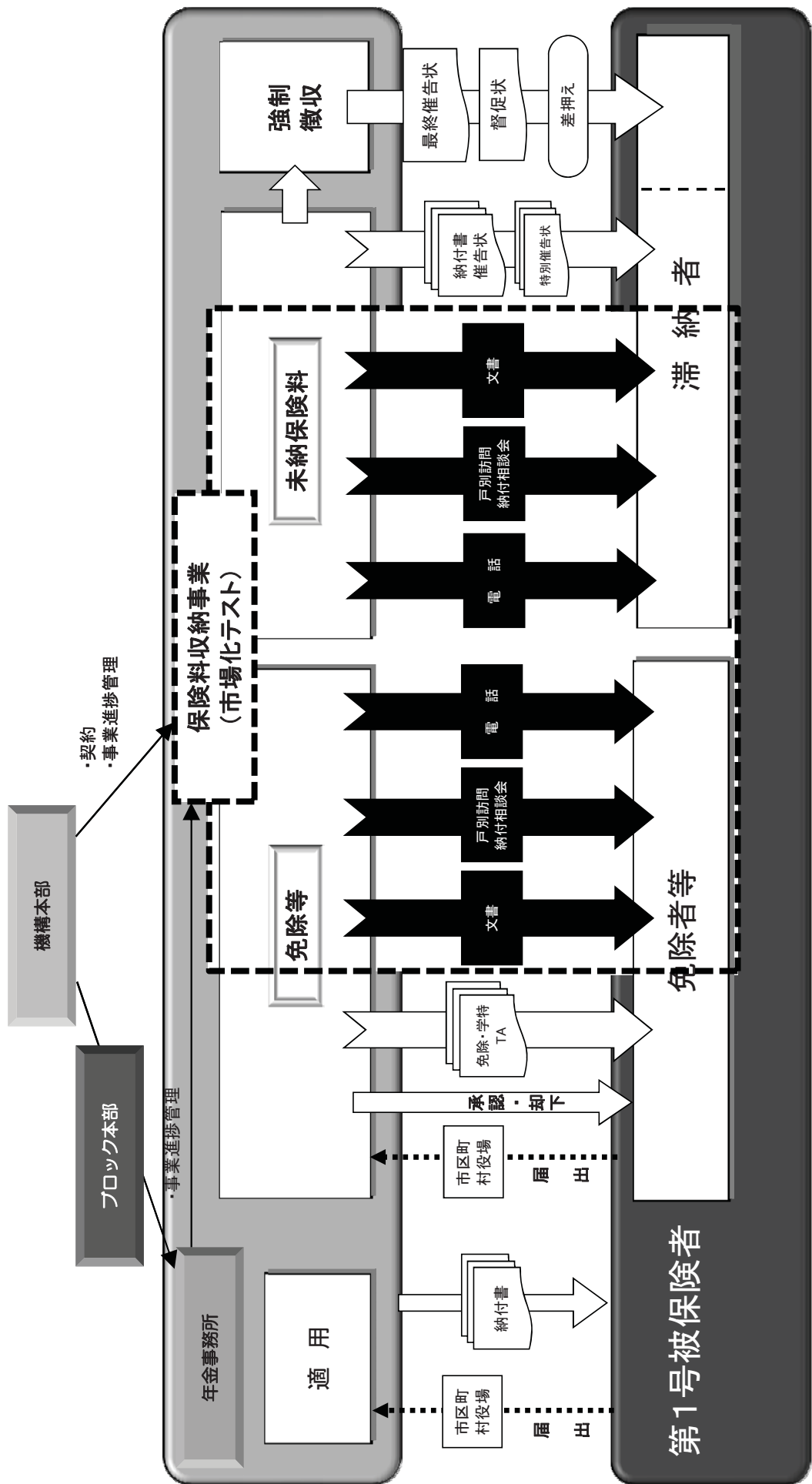
(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

【各年金事務所における共通事項】

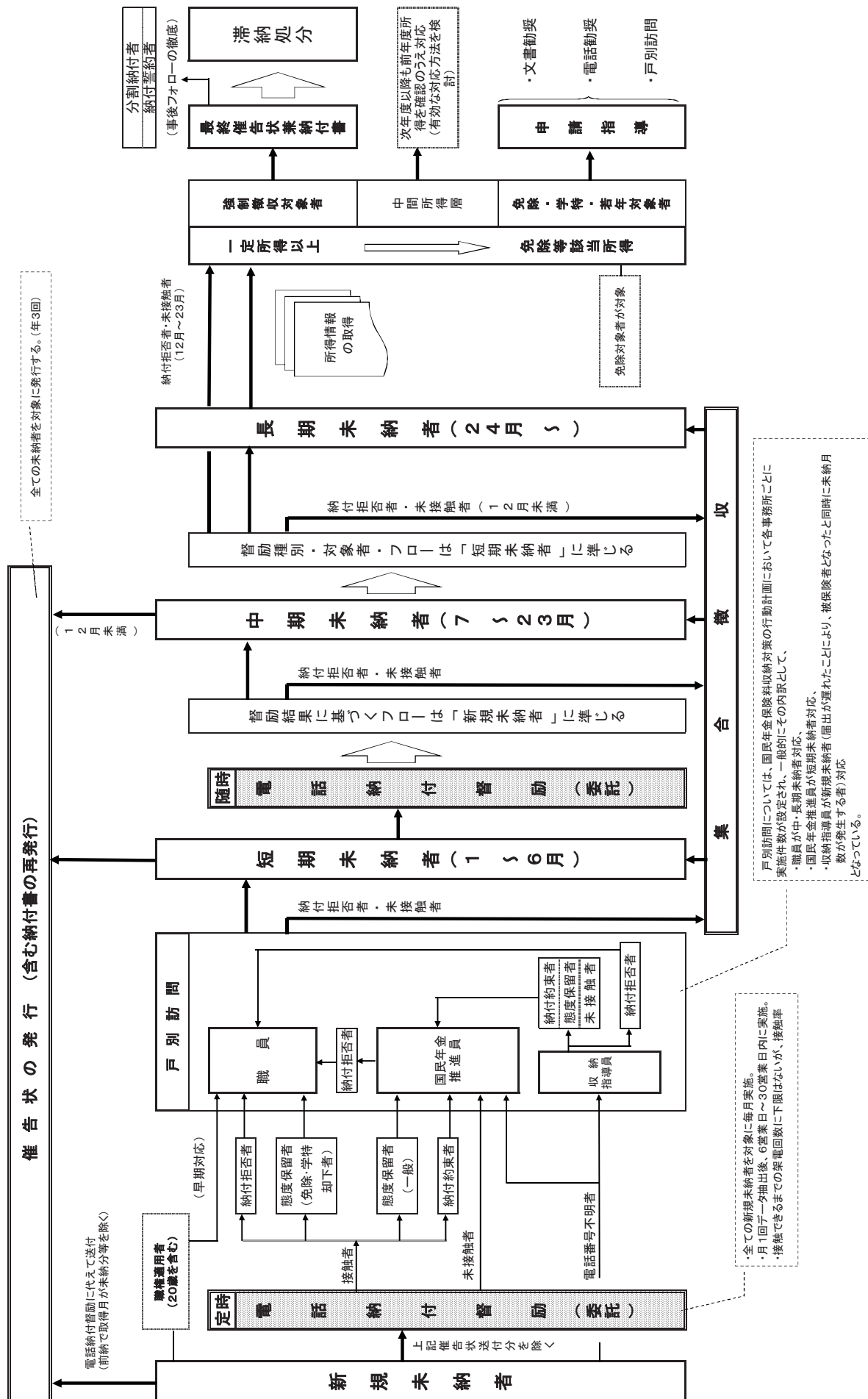
1 従来の実施に要した経費 (注記事項) 1. 従来の実施に要した経費として、公共サービス改革法に基づく平成 21 年 10 月開始事業と平成 22 年 10 月開始事業の経費を各期ごとに開示している。 2. 各費目の内容は以下のとおり。(ただし、実際の記載は「③委託費等」のみとしている。) 人件費: 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険料、諸謝金 物件費: 印刷製本費、通信運搬費、借料、光熱水料、雑役務費 委託費等: 委託費、旅費 (1)人件費 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「人件費」は、収納業務に従事した常勤職員及び非常勤職員に係る人件費のうち、入札の対象業務となる納付督促業務(催告状、電話督促、戸別訪問、集合徴収等)、免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)及びこれに付随する管理業務(収納対策の企画・進捗管理・推進員管理・テレマ指導管理等)の従事割合により算出している。 $\text{業務従事割合} = \text{各職員の在籍月数} \div 12 \text{月} \times \text{対象業務従事時間数} \div \text{総勤務時間数}$ 民間競争入札実施後の年度における「人件費」は、民間委託業務の対象外であった免除等申請手続の勧奨業務に主に従事した特定業務契約職員(旧国民年金推進員)の実績を基に算出している。 (2)物件費 物件費は、入札の対象業務となる納付督促業務(催告状、電話督促、戸別訪問、集合徴収等)及び免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)に要した印刷費、郵送料、通信料、賃借料(事務所、備品)を計上している。 (3)委託費等 「委託費定額部分」に委託契約金額を計上し、「成功報酬等」に委託費の増減額、口座振替・クレジットカード納付獲得による成功報酬額及び電話番号判明件数による成功報酬額(平成 22 年 10 月開始事業のみ)の合計を計上している。 3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は、推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下の通り。(ただし、実際の記載なし。) (1)減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの) ・定額法により算出している。 ・建物全体の減価償却費のうち、本業務に従事した常勤職員における業務従事割合相当分を算出している。 (2)退職給付費用 旧社会保険庁全体の退職給付費用を庁内総職員数で除した金額に本業務に従事した常勤職員数(「2 従来の実施に要した人員」の常勤職員数)を乗じた金額を計上している。 (3)間接部門費 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「間接部門費」には、旧社会保険事務所を管轄する旧社会保険事務局及び旧社会保険事務所内の庶務課において、当該間接業務に従事する者の経費を対象業務の従事割合に応じて比例配分している。	2 従来の実施に要した人員 (業務従事者に求められる知識・経験等) ・国民年金制度に関する知識と理解を有していること等 (業務の繁閑の状況とその対応) ・通年での業務の繁閑は基本的に生じないが、日本年金機構の行動計画では、例年、年末・年度末に収納対策を集中的に実施する。 ・被保険者の異動や景気状況等を背景に滞納者が大幅に増減する可能性がある。 (注記事項) 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際の国民年金推進員等の雇用体系等について、以下のとおり参考に記載する。 (1)国民年金推進員 勤務時間 : 1週間当たり30時間(土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間) 給与 : (平成 17 年 9 月まで) ①月額 156,000 円(原則として、夜間及び土・日曜日の勤務時間が 1 週間の勤務時間の 2 分1を超えない場合は、147,000 円) ②賞与 期末給与…6月に 0.85 月分、12 月に 0.90 月分(全員) 勤勉給与…0.30 月分(設置数の1割) 0.15 月分(設置数の2割) (平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月まで) ①月額…Aランク 176,000 円(活動実績の順位が上位 10%以内) Bランク 168,000 円(" 上位 25%まで(Aを除く)) Cランク 160,000 円(" 上位 45%まで(A・Bを除く)) Dランク 152,000 円(" 上位 75%まで(A～Cを除く)) Eランク 144,000 円(上記以外) ②賞与 期末給与…6月に 0.45 月分、12 月に 0.55 月分(全員) 勤勉給与…0.80 月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)
--	---

	0.40 月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給) (平成 18 年 4 月から) ①月額…Aランク 175,500 円(活動実績の順位が上位 10%以内) Bランク 167,500 円(" 上位 25%まで(Aを除く)) Cランク 159,500 円(" 上位 45%まで(A・Bを除く)) Dランク 151,500 円(" 上位 75%まで(A～Cを除く)) Eランク 143,600 円(上記以外) ただし、各社会保険事務局の国民年金推進員1人1月当たりの活動実績を全国平均ポイントで除して得た値に応じて、A～Cランクの格付けを調整可能。 ②賞与 期末給与…6月に0.45 月分、12 月に0.55 月分(全員) 勤勉給与…0.80 月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給) 0.40 月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給) (2)特別国民年金推進員 国民年金推進員が対応しきれない町村地域等の未納者に対する戸別訪問を行うために設置 勤務時間：1日6時間勤務で月10日以内 (平成 18 年 3 月まで) 日額 7,800 円 (平成 18 年 4 月から) 日額 7,780 円 (3)国民年金収納指導員 常勤職員と同様の勤務時間 日額 Aクラス 12,600 円 Cクラス 7,200 円 (4)賃金職員 常勤職員と同様の勤務時間 給与は各社会保険事務所により異なる (5)特定業務契約職員(旧国民年金推進員) 日額 Aクラス 9,910 円 Cクラス 6,800 円
3 従来の実施に要した施設及び設備	【民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際に使用した施設、設備等】 施設:旧社会保険事務所庁舎(なお、旧社会保険事務所においては、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収・給付・相談業務を一体的に行っており、本業務はそのうちの国民年金保険料に係る納付督促業務等を委託するものである。) 設備:以下、本業務に共通して使用する設備を記載 (机、椅子類)机、椅子、ロッカー、書棚、書庫 (通信・電話関係)電話機・FAX (端末)社会保険オンラインシステム端末、専用プリンター、金銭登録機(戸別訪問督促時に使用) (PC関係)パソコン、プリンター (自動車)公用四輪・二輪自動車 (なお、国民年金推進員については、自家用車を使用。) (その他事務用品類)コピー機、シュレッダー (注記事項) 1. 特定業務契約職員(旧国民年金推進員)については、金銭登録機を除き、上記施設及び設備を使用していない。 2. 上記の施設及び設備のうち、社会保険オンラインシステム端末及び金銭登録機については、民間事業者に貸与する。(それ以外の施設及び設備は、民間事業者が用意することとなる。)
4 従来の実施における目的の達成の程度	(注記事項) 1. 従来の実施における目的の達成の程度として、民間競争入札実施後の受託事業者の達成状況を開示している。 2. 平成 22 年 10 月開始事業の年金の達成状況の平成22年度については、平成 22 年 10 月から平成 23 年 4 月までの7カ月分を計上している。 3. 要求水準(達成目標)は、被保険者数の減少に伴う見直し後の数値を計上している。
5 従来の実施方法等	従来の実施方法等として、民間競争入札実施後の年金事務所別の実績を開示している。 なお、民間競争入札実施前の国が自ら実施していた方法等については、次のフロー図等の通り。

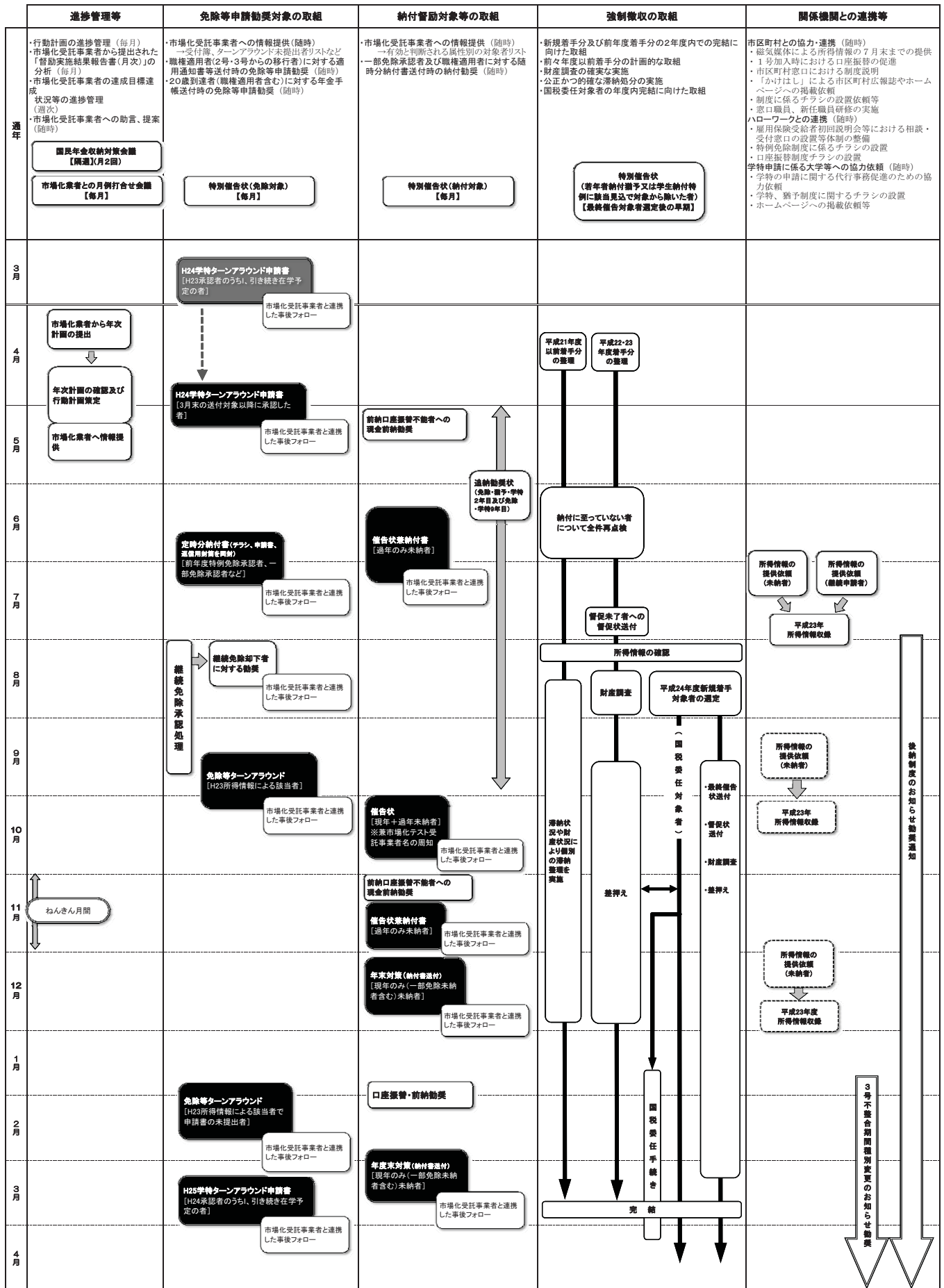
国民年金事業の概要図



民間委託実施前の従前の業務フロー〔標準的な例〕



平成24年度 行動計画年間スケジュール



(注) 全年金事務所統一的な取組
 機構本部から送付する取組

納付督励フローチャート(流れ図)



〔北海道ブロック(北海道地区) 〕

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

北海道地区(平成21年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度 (H22.5～H23.4)	平成23年度
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	5,985	7,980	23,940	23,940
	成果報酬等	▲1,513	▲3,369	▲7,559	(精算中)
	旅費その他	-	-	-	-
①～③小計(a)		4,472	4,611	16,381	23,940
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		4,472	4,611	16,381	23,940
北海道地区(平成22年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度 (H22.10～H23.4)	平成23年度
人件費 ①	常勤職員			-	-
	非常勤職員			-	-
物件費②				-	-
委託費等 ③	委託費定額部分			225,483	386,543
	成果報酬等			▲44,080	(精算中)
	旅費その他			-	-
①～③小計(a)				181,403	386,543
参考値(b)	減価償却費			-	-
	退職給付費用			-	-
	間接部門費			-	-
(a)+(b)合計				181,403	386,543
《北海道ブロック合計》		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	5,985	7,980	249,423	410,483
	成果報酬等	▲1,513	▲3,369	▲51,639	(精算中)
	旅費その他	-	-	-	-
①～③小計(a)		4,472	4,611	197,784	410,483
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		4,472	4,611	197,784	410,483

(注1)平成21年10月開始事業における平成21年度欄については、業務委託前の期間のため、網掛けとしている。

(注2)平成22年度における委託費等は、平成21年10月開始事業は平成22年5月から平成23年4月迄の12ヶ月、平成22年10月開始事業は平成22年10月から平成23年4月迄の7ヶ月分を計上している。

(注3)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

〔北海道ブロック(北海道地区)〕

4 従来の実施における目的の達成の程度

北海道地区(平成21年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・要求水準〔月数〕	16,531	36,596	67,107	67,527
	・最低水準〔月数〕	15,077	33,475	51,291	46,517
	実施結果〔月数〕	10,072	21,205	27,994	27,557
	・要求水準達成率〔％〕	60.9%	57.9%	41.7%	40.8%
	・最低水準達成率〔％〕	66.8%	63.3%	54.6%	59.2%
過年度1年目	・要求水準〔月数〕	4,033	7,072	56,817	85,418
	・最低水準〔月数〕	3,414	5,988	50,612	66,817
	実施結果〔月数〕	3,033	4,528	34,533	41,448
	・要求水準達成率〔％〕	75.2%	64.0%	60.8%	48.5%
	・最低水準達成率〔％〕	88.8%	75.6%	68.2%	62.0%
過年度2年目	・要求水準〔月数〕	3,730	6,263	22,226	70,547
	・要求水準〔月数〕	3,426	5,750	19,894	60,412
	実施結果〔月数〕	2,042	3,432	12,304	43,017
	・要求水準達成率〔％〕	54.7%	54.8%	55.4%	61.0%
	・最低水準達成率〔％〕	59.6%	59.7%	61.8%	71.2%
免除等	・要求水準〔件数〕	5,250	3,326	22,018	20,735
	・最低水準〔件数〕	5,136	3,252	21,084	19,423
	実施結果〔件数〕	5,186	1,854	22,358	22,536
	・要求水準達成率〔％〕	98.8%	55.7%	101.5%	108.7%
	・最低水準達成率〔％〕	101.0%	57.0%	106.0%	116.0%
北海道地区(平成22年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・達成目標〔月数〕			442,836	632,090
	・最低水準〔月数〕			384,314	484,600
	実施結果〔月数〕			246,187	347,062
	・達成目標達成率〔％〕			55.6%	54.9%
	・最低水準達成率〔％〕			64.1%	71.6%
過年度1年目	・達成目標〔月数〕			84,787	596,709
	・最低水準〔月数〕			70,311	511,189
	実施結果〔月数〕			102,553	426,372
	・達成目標達成率〔％〕			121.0%	71.5%
	・最低水準達成率〔％〕			145.9%	83.4%
過年度2年目	・達成目標〔月数〕			75,741	193,729
	・最低水準〔月数〕			69,135	135,681
	実施結果〔月数〕			79,745	256,553
	・達成目標達成率〔％〕			105.3%	132.4%
	・最低水準達成率〔％〕			115.3%	189.1%
免除等	・達成目標〔件数〕			84,698	263,250
	・最低水準〔件数〕			83,065	253,275
	実施結果〔件数〕			83,269	296,413
	・達成目標達成率〔％〕			98.3%	112.6%
	・最低水準達成率〔％〕			100.2%	117.0%
《北海道ブロック合計》		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・要求水準(達成目標)〔月数〕	16,531	36,596	509,943	699,617
	・最低水準〔月数〕	15,077	33,475	435,605	531,117
	実施結果〔月数〕	10,072	21,205	274,181	374,619
	・要求水準(達成目標)達成率〔％〕	60.9%	57.9%	53.8%	53.5%
	・最低水準達成率〔％〕	66.8%	63.3%	62.9%	70.5%
過年度1年目	・要求水準(達成目標)〔月数〕	4,033	7,072	141,604	682,127
	・最低水準〔月数〕	3,414	5,988	120,923	578,006
	実施結果〔月数〕	3,033	4,528	137,086	467,820
	・要求水準(達成目標)達成率〔％〕	75.2%	64.0%	96.8%	68.6%
	・最低水準達成率〔％〕	88.8%	75.6%	113.4%	80.9%
過年度2年目	・要求水準(達成目標)〔月数〕	3,730	6,263	97,967	264,276
	・最低水準〔月数〕	3,426	5,750	89,029	196,093
	実施結果〔月数〕	2,042	3,432	92,049	299,570

	年 目	・要求水準(達成目標)達成率[%]	54.7%	54.8%	94.0%	113.4%
		・最低水準達成率[%]	59.6%	59.7%	103.4%	152.8%
	免 除 等	・要求水準(達成目標)[件数]	5,250	3,326	106,716	283,985
		・最低水準[件数]	5,136	3,252	104,149	272,698
		実施結果[件数]	5,186	1,854	105,627	318,949
		・要求水準(達成目標)達成率[%]	98.8%	55.7%	99.0%	112.3%
		・最低水準達成率[%]	101.0%	57.0%	101.4%	117.0%

(注1)平成22年度における数値は、平成21年10月開始事業は平成22年5月から平成23年4月迄の12ヶ月、平成22年10月開始事業は平成22年10月から平成23年4月迄の7ヶ月分を計上している。
 (注2)平成23年度における実施結果[月数]については、速報値であるため、変更する場合がある。
 (注3)各年金事務所別の実績については、別紙に計上している。
 (注4)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

4 従来の実施における目的の達成の程度（別紙）

〔北海道ブロック（北海道地区）〕

対象地区名	事務所名	前回事業名	平成21年度（H21.10～H21.12）					過年度2年目					免除等				
			現年度		過年度1年目		過年度2年目		過年度2年目		過年度2年目		免除等		免除等		
			要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績
北海道地区	札幌東	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	札幌西	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	函館	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	旭川	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	釧路	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	岩手沢	平成21年10月開始事業（北海道地区）	6,847	6,221	4,010	58.0%	64.5%	1,350	1,181	87.5%	1,448	1,329	919	63.5%	69.1%	2,195	1,836
	室蘭	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	小樽	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	北見	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	帯広	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	砂川	平成21年10月開始事業（北海道地区）	4,722	4,434	2,980	63.1%	67.2%	1,194	1,011	963	80.7%	95.3%	1,137	1,044	436	38.3%	41.8%
	稚内	平成21年10月開始事業（北海道地区）	3,008	2,652	2,015	67.0%	76.0%	783	683	552	83.3%	89.9	744	449	55.5%	60.3%	631
	留萌	平成21年10月開始事業（北海道地区）	1,954	1,770	1,097	54.6%	60.3%	461	390	337	73.1%	86.4%	309	238	70.8%	77.0%	610
	苫小牧	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	札幌北	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
	新さっぽろ	平成22年10月開始事業（北海道地区）	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前

事務所名	平成21年度（H21～H22）																			
	現年度					過年度1年目					過年度2年目					免除等				
	要求水準	最低水準	実績	達成率	要改善水準	要求水準	最低水準	実績	達成率	要改善水準	要求水準	最低水準	実績	達成率	要改善水準	要求水準	最低水準	実績	達成率	要改善水準
札幌東	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
札幌西	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
函館	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
旭川	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
釧路	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
岩見沢	15,024	13,700	8,651	57.6%	63.1%	2,885	2,441	1,792	62.1%	73.4%	2,512	2,305	1,577	62.8%	68.4%	1,239	1,211	755	60.9%	62.3%
室蘭	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
小樽	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
北見	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
帯広	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
砂川	10,489	9,897	6,466	61.6%	65.3%	2,180	1,947	1,478	67.8%	80.0%	1,895	1,741	792	41.8%	45.5%	1,124	1,102	628	55.9%	57.0%
稚内	6,620	5,831	3,832	57.9%	65.7%	1,234	1,046	766	62.1%	73.2%	1,306	1,200	710	54.4%	59.2%	506	492	281	55.5%	57.1%
留萌	4,453	4,047	2,256	50.7%	55.7%	773	654	492	63.6%	75.2%	550	504	353	64.2%	70.0%	457	447	190	41.6%	42.5%
苫小牧	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
札幌北	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前
新さっぽろ	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前	実施前

事務所名	平成22年度（H22.1～H22.4）					過年度2年目					免除等				
	現年度		過年度1年目		過年度2年目		過年度2年目		過年度2年目		免除等		免除等		
	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績	要求水準 (達成白濁)	最低水準	実績
札幌東	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
札幌西	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
函館	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
旭川	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
釧路	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
岩手沢	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
室蘭	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
小樽	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
北見	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
帯広	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
砂川	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
稚内	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
留萌	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
苫小牧	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
札幌北	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%
新さっぽろ	32,709	30,575	19,308	58.7%	64.7%	5,722	4,929	3,063	51.5%	57.5%	5,151	4,453	2,706	53.4%	58.7%

札幌北	64,235	56,128	36,034	56.1%	64.2%	11,423	9,469	14,910	130.5%	157.5%	10,153	9,263	11,571	114.0%	124.9%	13,968	13,733	12,488	89.3%	90.8%
新さっぽろ	49,598	43,656	28,471	57.4%	65.2%	8,287	6,071	11,251	135.8%	163.7%	7,271	6,641	7,679	105.6%	115.6%	11,129	10,953	10,359	93.1%	94.6%

事務所名	平成23年度										平成23年度									
	現年度					過年度1年目					過年度2年目					免除等				
	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 達成率	最低水準 達成率	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 達成率	最低水準 達成率	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 達成率	最低水準 達成率	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 達成率	最低水準 達成率
札幌東	85,809	65,970	43,313	50.9%	65.7%	80,296	68,634	58,710	73.1%	85.3%	25,025	17,297	40,725	162.7%	235.4%	41,785	40,382	45,014	107.7%	111.5%
札幌西	48,647	37,079	28,398	58.4%	76.6%	45,859	39,178	34,055	74.3%	86.9%	14,759	10,280	23,102	156.5%	225.4%	22,030	21,255	23,651	107.4%	111.3%
函館	61,156	46,213	31,836	52.1%	68.9%	58,040	49,408	39,737	68.5%	80.4%	19,180	13,355	23,256	121.3%	174.1%	23,666	22,695	27,049	114.3%	119.2%
旭川	62,975	48,071	34,138	54.2%	71.0%	59,534	50,924	41,604	69.9%	81.7%	19,555	13,749	25,132	128.5%	182.8%	24,307	23,320	27,889	114.7%	118.6%
網走	45,172	33,897	25,031	55.4%	73.8%	43,181	36,665	28,880	66.9%	78.6%	14,724	10,330	15,966	108.4%	154.6%	15,292	14,578	16,271	119.5%	125.3%
岩手沢	28,830	19,479	11,225	38.9%	57.6%	35,853	27,561	16,127	45.0%	58.5%	29,039	24,808	17,801	61.3%	71.8%	8,666	8,118	9,426	108.8%	116.1%
室蘭	19,171	14,734	10,267	53.6%	69.7%	18,032	15,469	12,674	70.3%	81.9%	5,809	4,083	7,000	120.5%	171.4%	8,670	8,361	9,829	113.4%	117.6%
小樽	27,047	21,157	13,707	50.7%	64.6%	25,481	22,022	18,522	72.7%	84.1%	8,191	5,791	10,851	132.5%	187.4%	10,695	10,245	13,131	122.8%	128.2%
北見	39,765	30,189	30,274	76.1%	100.3%	38,567	32,909	26,630	69.0%	80.9%	13,717	9,753	15,384	112.2%	157.7%	12,802	12,184	15,700	122.6%	128.9%
帯広	48,283	36,993	28,688	59.4%	77.5%	46,474	39,818	30,973	66.6%	77.8%	16,174	11,528	17,118	105.8%	146.5%	15,534	14,804	18,503	119.1%	125.0%
砂川	19,504	14,410	7,777	39.9%	54.0%	25,001	20,510	11,951	47.8%	58.3%	20,910	18,161	13,124	62.8%	72.3%	7,545	7,122	7,815	103.6%	109.7%
稚内	12,573	8,187	5,754	45.8%	70.3%	15,317	11,548	9,288	60.6%	80.4%	12,813	10,736	7,646	59.7%	71.2%	2,782	2,554	3,127	112.4%	122.4%
留萌	6,620	4,441	2,801	42.3%	63.1%	9,247	7,198	4,082	44.1%	56.7%	7,785	6,707	4,446	57.1%	66.3%	1,742	1,629	2,168	124.5%	133.1%
苫小牧	33,034	24,648	18,024	54.6%	73.1%	31,637	26,791	21,998	69.5%	82.1%	10,801	7,534	12,777	118.3%	169.6%	11,483	10,946	14,581	127.0%	133.2%
札幌北	91,195	70,755	46,984	51.5%	66.4%	85,019	73,212	64,382	75.7%	87.9%	26,330	18,370	38,568	146.5%	210.0%	42,841	41,423	45,578	106.4%	110.0%
新さっぽろ	69,836	54,894	36,402	52.1%	66.3%	64,589	55,959	48,207	74.6%	86.1%	19,464	13,641	26,674	137.0%	195.5%	34,145	33,082	37,217	109.0%	112.5%

〔北海道ブロック(北海道地区)〕

5 従来の実施方法等①

北海道地区(平成21年10月開始事業)		都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成23年度末)
		北海道	岩見沢	9,883人
			砂川	7,486人
			稚内	4,742人
	留萌		2,539人	
	小計	1県	4事務所	24,650人
北海道地区(平成22年10月開始事業)		都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成23年度末)
		北海道	札幌東	62,412人
			札幌西	32,697人
			函館	39,019人
			旭川	34,467人
			釧路	27,363人
			室蘭	11,133人
			小樽	14,356人
			北見	20,880人
			帯広	22,455人
			苫小牧	22,550人
			札幌北	56,318人
	新さっぽろ		37,997人	
	小計	1県	12事務所	381,647人
北海道ブロック合計≫		都道府県数	年金事務所数	滞納者数 (平成23年度末)
合計		1県	16事務所	406,297人

(注)各年金事務所ごとの滞納期間別滞納者数の内訳は、「5 従来の実施方法等②」に計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 札幌東 年金事務所 】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉 (人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度	(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。) (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。
第1号被保険者(任意加入者含む)		111,019	110,635	110,771	
滞納者	短期滞納者	19,781	18,986	19,218	
	中期滞納者	14,336	13,827	12,866	
	長期滞納者①	7,345	6,990	7,174	
	長期滞納者②	22,116	22,600	23,154	
計		63,578	62,403	62,412	
免除等者	法定免除者	11,159	12,101	12,969	
	申請免除(全額)者	19,085	19,659	20,146	
	学生納付特例者	8,823	9,044	9,035	
	若年者納付猶予者	2,646	2,727	2,879	
計		41,713	43,531	45,029	

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点)) (左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度		未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度	
1カ月	3,879	6.1%	3,740	6.0%	3,742	6.0%	13カ月	1,086	1.7%	1,042	1.7%	1,029	1.6%
2カ月	2,719	4.3%	2,739	4.4%	2,864	4.6%	14カ月	1,042	1.6%	1,059	1.7%	989	1.6%
3カ月	5,959	9.4%	5,749	9.2%	5,942	9.5%	15カ月	2,754	4.3%	2,520	4.0%	2,659	4.3%
4カ月	2,692	4.2%	2,534	4.1%	2,463	3.9%	16カ月	869	1.4%	831	1.3%	862	1.4%
5カ月	2,350	3.7%	2,106	3.4%	2,154	3.5%	17カ月	784	1.2%	722	1.2%	760	1.2%
6カ月	2,182	3.4%	2,118	3.4%	2,053	3.3%	18カ月	810	1.3%	816	1.3%	875	1.4%
7カ月	1,892	3.0%	1,809	2.9%	1,606	2.6%	19カ月	709	1.1%	730	1.2%	786	1.3%
8カ月	1,674	2.6%	1,575	2.5%	1,512	2.4%	20カ月	769	1.2%	702	1.1%	727	1.2%
9カ月	3,934	6.2%	3,752	6.0%	3,440	5.5%	21カ月	2,186	3.4%	2,587	4.1%	2,427	3.9%
10カ月	1,445	2.3%	1,371	2.2%	1,300	2.1%	22カ月	694	1.1%	751	1.2%	720	1.2%
11カ月	1,406	2.2%	1,307	2.1%	1,388	2.2%	23カ月	910	1.4%	929	1.5%	905	1.5%
12カ月	3,985	6.3%	4,013	6.4%	3,620	5.8%	24カ月	16,848	26.5%	16,901	27.1%	17,589	28.2%

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												(注1) 左記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。 (滞納者データは毎週提供する。) (注2) 平成22年10月開始事業の前回事業(H22.9までは、納付期限から1カ月経過した滞納者に納付督促を行う仕様となっている。)
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					38,942	34,536	37,115	37,128	37,249	37,625	37,681	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
37,421	37,494	37,555	37,555	37,506	40,639	63,347	61,660	60,985	59,883	59,703	59,080	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
59,276	57,772	60,373	60,319	55,262	63,622	60,630	59,772	60,521	60,491	60,080	59,125	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月							
58,647	57,892	60,206	57,260	0								

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	68.2%	

(注) 上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。('第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
口座振替者数	14,680	14,223	14,026
口座振替者率	21.2%	21.2%	20.8%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
クレジットカード納付者数	863	1,027	1,142
クレジットカード納付者率	1.2%	1.5%	1.7%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数)／保険料納付対象者数 ×100

〈現年度保険料納付実績〉

(月／％)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	70,760	138,799	205,278	285,071	360,052	423,718	490,414	550,119	618,739	685,124	749,864	808,292
	納付月数	28,775	60,605	92,786	124,927	157,251	190,785	224,414	259,949	292,456	324,600	358,565	392,997
	納付率	40.67%	43.66%	45.20%	43.82%	43.67%	45.03%	45.76%	47.25%	47.27%	47.38%	47.82%	48.62%
	(督促対象月数)		80,744	118,101	169,298	215,844	250,864	289,057	319,639	359,573	397,863	434,191	463,942
	(督促納付月数)		2,550	5,609	9,154	13,043	17,931	23,057	29,469	33,290	37,339	42,892	48,647
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	68,132	134,239	196,494	272,755	345,501	412,604	479,548	540,723	601,908	667,269	729,721	788,652
	納付月数	27,846	57,897	88,022	118,871	150,152	181,820	214,204	248,236	279,576	310,849	343,502	375,913
	納付率	40.87%	43.13%	44.80%	43.58%	43.46%	44.07%	44.67%	45.91%	46.45%	46.59%	47.07%	47.67%
	(督促対象月数)		78,405	113,141	161,978	207,271	246,815	286,270	319,433	352,994	391,257	426,400	457,808
	(督促納付月数)		2,063	4,669	8,094	11,922	16,031	20,926	26,946	30,662	34,837	40,181	45,069
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	66,992	131,584	194,859	268,383	338,918	403,866	467,152	537,000	597,736	664,050	722,297	774,790
	納付月数	26,736	55,517	84,513	114,291	144,459	175,498	206,169	239,019	268,968	299,339	331,031	362,130
	納付率	39.91%	42.19%	43.37%	42.59%	42.62%	43.45%	44.13%	44.51%	45.00%	45.08%	45.83%	46.74%
	(督促対象月数)		77,984	114,713	161,695	205,664	243,930	280,729	323,523	357,599	397,702	429,754	455,912
	(督促納付月数)		1,917	4,367	7,603	11,205	15,562	19,746	25,542	28,831	32,991	38,488	43,252

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
(注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月／％)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	829,429	830,947	831,689	832,698	833,520	834,290	835,095	835,880	836,593	837,445	838,308	839,025
	納付月数	476,579	478,814	483,485	486,378	488,204	490,296	492,037	493,726	495,389	496,677	497,953	498,994
	納付率	57.46%	57.62%	58.13%	58.41%	58.57%	58.77%	58.92%	59.07%	59.22%	59.31%	59.40%	59.47%
	(督促対象月数)	355,382	356,900	357,642	358,651	359,473	360,243	361,048	361,833	362,546	363,398	364,261	364,978
	(督促納付月数)	2,532	4,767	9,438	12,331	14,157	16,249	17,990	19,679	21,342	22,630	23,906	24,947
20年度分	納付対象月数	827,961	824,034	819,720	815,954	812,314	811,640	811,910	812,204	812,716	813,348	814,112	814,937
	納付月数	418,636	422,099	426,458	428,935	430,573	432,515	434,259	436,717	437,951	439,113	440,469	442,314
	納付率	50.56%	51.22%	52.02%	52.57%	53.01%	53.29%	53.49%	53.77%	53.89%	53.99%	54.10%	54.28%
	(督促対象月数)	413,863	409,936	405,622	401,856	398,216	397,542	397,812	398,106	398,618	399,250	400,014	400,839
	(督促納付月数)	4,538	8,001	12,360	14,837	16,475	18,417	20,161	22,619	23,853	25,015	26,371	28,216
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	815,946	817,196	817,829	818,804	819,548	820,260	821,106	820,562	820,957	821,561	822,339	823,026
	納付月数	444,581	447,024	449,066	451,332	453,404	455,326	456,559	458,765	460,704	462,294	464,077	465,292
	納付率	54.49%	54.70%	54.91%	55.12%	55.32%	55.51%	55.60%	55.91%	56.12%	56.27%	56.43%	56.53%
	(督促対象月数)	373,632	374,882	375,515	376,490	377,234	377,946	378,792	378,248	378,643	379,247	380,025	380,712
	(督促納付月数)	2,267	4,710	6,752	9,018	11,090	13,012	14,245	16,451	18,390	19,980	21,763	22,978
21年度分	納付対象月数	805,992	804,173	799,727	796,691	796,522	797,064	797,685	795,089	794,820	795,277	795,815	796,303
	納付月数	397,275	400,670	403,028	405,456	407,408	409,113	409,920	412,681	414,276	415,740	417,739	419,425
	納付率	49.29%	49.82%	50.40%	50.89%	51.15%	51.33%	51.39%	51.90%	52.12%	52.28%	52.49%	52.67%
	(督促対象月数)	412,995	411,176	406,730	403,694	403,525	404,067	404,688	402,092	401,823	402,280	402,818	403,306
	(督促納付月数)	4,278	7,673	10,031	12,459	14,411	16,116	16,923	19,684	21,279	22,743	24,742	26,428
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	797,259	797,880	798,608	799,656	800,435	801,147	801,805	806,748	807,763	808,787	809,604	810,493
	納付月数	422,326	425,190	428,445	431,986	433,999	435,911	438,043	439,704	441,262	442,849	444,361	445,462
	納付率	52.97%	53.29%	53.65%	54.02%	54.22%	54.41%	54.63%	54.50%	54.63%	54.75%	54.89%	54.96%
	(督促対象月数)	377,834	378,455	379,183	380,231	381,010	381,722	382,380	387,323	388,338	389,362	390,179	391,068
	(督促納付月数)	2,901	5,765	9,020	12,561	14,574	16,486	18,618	20,279	21,837	23,424	24,936	26,037
22年度分	納付対象月数	785,808	782,742	779,320	775,759	774,600	774,900	775,150	785,614	787,804	788,823	789,491	790,222
	納付月数	379,584	382,314	385,379	388,231	390,179	392,156	393,759	395,942	397,175	398,449	400,082	401,868
	納付率	48.30%	48.84%	49.45%	50.05%	50.37%	50.61%	50.80%	50.40%	50.42%	50.51%	50.68%	50.86%
	(督促対象月数)	409,895	406,829	403,407	399,846	398,687	398,987	399,237	409,701	411,891	412,910	413,578	414,309
	(督促納付月数)	3,671	6,401	9,466	12,318	14,266	16,243	17,846	20,029	21,262	22,536	24,169	25,955

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
(注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,965	537	1,401	8,164	3,847	2,457	4,501	2,252	2,562	454	1,067	1,090
学生納付特例	726	3,960	1,083	700	517	366	604	374	520	112	226	383
若年者納付猶予	221	85	152	1,595	378	425	412	180	288	61	94	134
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,897	836	902	9,747	5,350	1,986	2,365	1,784	1,580	1,435	980	1,361
学生納付特例	3,123	2,093	886	689	584	311	316	359	361	314	330	405
若年者納付猶予	272	149	146	1,732	653	247	178	121	221	255	88	154
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,728	823	821	9,383	5,266	2,322	2,983	2,061	1,318	1,878	481	1,726
学生納付特例	3,486	1,578	766	622	674	330	444	406	344	542	151	393
若年者納付猶予	264	122	164	1,806	631	374	256	226	171	189	45	240

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度 (H22.5～H23.4)	平成23年度 (H23.5～H24.4)
民間事業者	戸別訪問	実施前	実施前	13,333	37,762
	【うち接触件数】	実施前	実施前	4,083	8,305
	電話督促	実施前	実施前	107,052	190,652
	【うち接触件数】	実施前	実施前	40,210	44,839
	文書送付	実施前	実施前	34,036	66,720

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注3)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注4)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度 (H22.5～H23.4)	平成23年度 (H23.5～H24.4)
獲得件数	実施前	実施前	12	28

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度 (H22.10～H23.4)	平成23年度 (H23.5～H24.4)
判明件数	1,185	2,486

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

（欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二條第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者
- 十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従つて、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

- 一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法
- 二 入札金額
- 2 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従つて、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。
- 3 第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

第十二条 国の行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従つて、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第十三条 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合にあっては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

2 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかつた場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

(民間競争入札実施要項)

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項

五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

六 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

七 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項

八 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

九 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項

十二 その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費

二 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員

三 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備

四 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

5 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

6 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十五条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前

条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告の徴収等)

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監視委員会に通知しなければならない。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

(国民年金法 等の特例)

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条第一項 に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

一 国民年金法第八十八条 の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納期限までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号 の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項 から第五項 まで並びに同法第九十二条の四 及び第九十二条の五 の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項 中「第一項第二号 の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

- 4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しない。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、日本年金機構の理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- 8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
- 9 日本年金機構の理事長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
- 一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
 - 二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
 - 三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。
 - 四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。
 - 五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。
- イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年七月六日厚生労働省令第四百十号）

（法第三十三条第一項第三号に規定する日本年金機構への報告等）

第二条 法第三十三条第一項第三号の規定により、法第三十三条第一項に規定する公共サービス実施民間事業者（以下この条において「公共サービス実施民間事業者」という。）は、毎月、次に掲げる事項を日本年金機構に報告しなければならない。

- 一 法第三十三条第一項第一号 に規定する保険料滞納者（以下この条において「保険料滞納者」という。）ごとの法第三十三条第一項第一号 及び第二号 に規定する業務の実施状況
- 二 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第一号 の規定により保険料滞納者に対して同号の確認を行った場合において、当該保険料滞納者について国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項 各号、第九十条の二第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号若しくは第九十条の三第一項各号又は国民年金法 等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項 各号に該当すると思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 三 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第二号 の規定により保険料滞納者に対して国民年金法第八十七条第一項 に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の納付の請求を行った場合において、当該保険料滞納者が納付を拒絶し、国民年金法第百二条第四項 の規定により保険料を徴収する権利が時効によって消滅するまでの間に当該保険料を納付することが見込まれないと思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 四 法第三十三条第一項第一号 及び第二号 に規定する業務を実施した結果を、同号 に規定する面接その他の方法別に日ごとに集計したもの
- 2 法第三十三条第二項 に規定する厚生労働省令で定める要件は、法第三十三条第一項 に規定する納付受託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。
- 3 法第三十三条第三項 の規定により公共サービス実施民間事業者について、国民年金法第九十二条の三第一項第二号 の規定による指定を受けた者とみなされた場合における国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十二条の四第一項 の適用については、同項 中「法第九十二条の四第一項 」とあるのは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第三項 の規定により読み替えて適用する法第九十二条の四第一項 」とする。
- 4 法第三十三条第五項 に規定する厚生労働省令で定める特定業務に関する帳簿書類は、第一項第一号 に掲げる事項を記録したものとする。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、前項の帳簿書類を、法第二十条第一項 の契約が終了した日又は保険料滞納者が保険料を納付した日から五年間保存しなければならない。
- 6 法第三十三条第八項 に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
- 一 法第三十三条第一項 に規定する特定業務（第四号において「特定業務」という。）を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いる行為
- 二 保険料滞納者以外の者に対し、当該保険料滞納者の保険料の納付を勧奨又は請求する行為
- 三 保険料滞納者に対し、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保険料を納付するための資金を調達することを要求する行為
- 四 特定業務上の用途以外の用途に使用するために、保険料滞納者に係る情報を収集し、又は収集した当該情報を特定業務上の用途以外の用途に使用する行為

○国民年金法（昭和三十四年四月十六日法律第百四十一号）

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

- 一 国民年金基金又は国民年金基金連合会
- 二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの
- 三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

- 2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。
- 4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

- 2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。
- 4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。
- 5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。
- 6 政府は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二十三条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- 一 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- 二 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- 三 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- 四 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- 五 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- 六 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- 七 国若しくは前条第五号に規定する法人（以下この号において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

2 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第二十五条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○国家賠償法（昭和二十二年十月二十七日法律第二百二十五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。